

第2次熊谷市男女共同参画推進計画

くまがや男女共同参画推進プラン 改訂版

ともに 男女に 認めあい 支えあい 責任を担い 生き生きと暮らせる

男女共同参画宣言都市 熊谷

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

令和6（2024）年3月

熊谷市

は じ め に

熊谷市では、全ての人権を尊重し、性別にかかわらず、誰もが家庭や職場、学校、地域などのあらゆる場で生き生きと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、令和元年度から令和10年度を計画期間とする「第2次熊谷市男女共同参画推進計画～くまがや男女共同参画推進プラン～」に基づき、男女共同参画の推進に関する体制を整備してきたほか、様々な施策を展開してまいりました。



近年、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識は以前に比べ解消しつつあるものの、「男女の地位の平等感」においては、女性に比べ男性の方が優遇されていると考える市民が多く、市民意識調査では、依然として根強い男女の不平等感が残っていることがわかりました。

また、女性の政策・方針決定過程への参画、ワーク・ライフ・バランスの推進、あらゆる暴力等の根絶に向けた社会づくりにおいても、いまだ多くの課題が残されています。新型コロナウイルス感染症の拡大により浮き彫りとなった女性の雇用・所得環境問題や配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念等は、男女共同参画社会の重要性を改めて認識する機会となり、こうした新しい課題への対応も必要となってきています。

令和5年度は「第2次熊谷市男女共同参画推進計画」の中間年に当たり、こうした社会情勢の変化や新たな課題等に対応するため、これまでの成果や課題を踏まえ、計画の見直しを行いました。

ともに 認めあい 支えあい 責任を担い 生き生きと暮らせる
男女共同参画宣言都市 熊谷

を基本理念とした本計画に基づき、一人一人がお互いを尊重し、個性や能力を社会の様々な分野で発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民の皆様、事業者の皆様と協働で各施策の積極的な推進に努めてまいります。皆様の一層の御理解と御協力ををお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました熊谷市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、御協力いただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

熊谷市長

・小林 まさ也

熊谷市男女共同参画都市宣言

清らかな川の流れと緑豊かな自然に抱かれ
さまざまな歴史と輝かしい伝統を継承している
私たちのまち「くまがや」
私たちはこのまちを誇りとし
男女が性別を超えて 世代を超え
認めあい 支えあい
社会のあらゆる分野に対等に参画し
その個性と能力を発揮し
ともに責任を担い
生き生きと暮らせるまちをめざして
ここに熊谷市を
「男女共同参画都市」とすることを宣言します

平成18年7月1日

熊谷市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の経緯	4
(1) 世界の動き	4
(2) 国の動き	5
(3) 埼玉県の動き	6
(4) 熊谷市の取組	6
3 計画策定の背景（統計からみる熊谷市の現状）	8
(1) 熊谷市における人口・構成比の推移、世帯数等の動向	8
(2) 少子高齢化の進行	10
(3) 就業に関する現状	12
(4) 審議会等の委員における女性の登用状況	15
(5) ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数	15
4 アンケート結果からみる熊谷市の現状	16
(1) 調査概要	16
(2) 市民意識調査結果概要	17
第2章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の位置付け	23
2 計画の期間	24
3 基本理念	25
4 基本目標	26
第3章 計画の内容	27
1 計画の体系	29
2 重点施策	30
3 計画の推進指標	33
4 施策の内容	34
と も 基本目標Ⅰ男女にまなびあう ～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～	34
と も 基本目標Ⅱ男女にかがやく ～あらゆる分野における男女共同参画の推進～	42

基本目標Ⅲ男女にいつくしむ	
～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～	59
第4章 計画の推進	65
1 市、市民、事業者の責務	67
2 推進体制の充実	68
資料編	71
1 國際婦人年以降の世界・国・県・市の動き（年表）	73
2 男女共同参画社会基本法	79
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	84
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	101
5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	112
6 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	118
7 熊谷市男女共同参画推進条例	121
8 熊谷市男女共同参画審議会規則	124
9 用語解説（計画中＊で記した用語の解説）	126

○グラフの集計は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しています。このため、回答率の合計が100.0%にならない場合があります。

第1章 計画の策定に当たって



1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度を計画期間とする「第2次熊谷市男女共同参画推進計画～くまがや男女共同参画推進プラン～」を策定し、男女共同参画社会*の実現に向けて様々な施策・事業を展開してきました。

また、この計画には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（DV防止基本計画）」を盛り込んでおり、配偶者等からの暴力根絶に向けて、相談業務などDV被害者支援にも積極的に取り組んできました。

「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、本市における性別による固定的な役割分担*意識の解消、各種団体の役員等への女性の登用、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の実現などにおいて、依然として課題が残る結果となりました。さらに、昨今の新型コロナウィルス感染症の流行により顕在化した女性の雇用や所得への影響等の課題は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることになりました。男女共同参画の推進に、今後も市民や事業者と連携して取り組む必要があるという現状が明らかになっています。

国においては、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、埼玉県では令和4（2022）年度から5年間の計画期間である「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定され、ポストコロナの新しい日常の基盤となる法制度の整備や施策の推進が図られています。

こうした中、本市ではこれまでの成果を踏まえ、取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応するため、現行計画の中間年における見直しを行ったものです。



2 計画策定の経緯

(1) 世界の動き

国際連合（国連）における、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上のための取組は、昭和 50（1975）年の「国際婦人年*」をきっかけに大きく前進しました。同年にはメキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。

その後、昭和 54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、「国連婦人の 10 年」の最終年である昭和 60（1985）年には、ケニアのナイロビにおいて世界会議が開催され、「国連婦人の 10 年」の成果の検討・評価を行い、「国連婦人の 10 年」の目標である「平等・開発・平和」を継続するとともに、西暦 2000 年に向けて「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

また、平成 7（1995）年に、「第4回世界女性会議」が中国の北京で開催され、21世紀に向けての女性の地位向上の指針である「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、女性と貧困、女性に対する暴力など 12 の重大な問題に対して戦略的目標とそれに対する行動を掲げており、「女性のエンパワーメント*に関するアジェンダ（予定表）」と位置付けられました。また、この「第4回世界女性会議」で初めて女性への暴力と貧困の問題が取り上げられ、DV防止法の起源になっています。

平成 12（2000）年 6 月には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を検討・評価し、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」として採択されました。

平成 17（2005）年に、第 49 回国連婦人の地位委員会*がニューヨークの国連本部で開催、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

平成 22（2010）年に第 54 回国連婦人の地位委員会が、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の評価を主要テーマにニューヨークの国連本部で開催され、「宣言」及び 7 項目からなる「決議」が採択されました。

平成 27（2015）年に第 59 回国連女性の地位委員会が、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の評価を主要テーマにニューヨークの国連本部で開催され、「宣言」及び 2 項目からなる「決議」が採択されました。



令和2（2020）年に第64回国連女性の地位委員会が、ニューヨークの国連本部において、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な日程の短縮及び規模を縮小しての開催となり、「第4回世界女性会議から25周年を迎えるに当たっての政治宣言」や第65回国連女性の地位委員会の議題等の採択が行われた後、休会となり、加盟国からの発言の機会は見送られました。

令和3（2021）年に第65回国連女性の地位委員会が、ニューヨークの国連本部においてオンラインで開催され、「公共分野における女性の意思決定への参画と暴力の根絶」をテーマに一般討論などが行われ、合意結論「ジェンダー*平等の達成と全ての女性と女児のエンパワーメントに向けた女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶」が採択されました。

（2）国の動き

昭和50（1975）年の国際婦人年を契機とした世界的な動きの中、同年、「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52（1977）年には、「国内行動計画」が策定されました。

その後、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などの国内法等の整備が進められ、昭和60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、72番目の締結国となりました。

平成6（1994）年には、総理府に「男女共同参画室」を新設するとともに、「男女共同参画推進本部」・「男女共同参画審議会」を設置し、推進体制が強化されました。

平成11（1999）年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12（2000）年には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、平成13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律*」（以下「DV防止法」という。）が制定され、平成15（2003）年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

平成19（2007）年には、「DV防止法」の改正法が制定され、市町村基本計画の策定や配偶者暴力支援センターの設置が努力義務化されました。

また、同年12月のワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取組を進めていくため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、それに基づき、平成20（2008）年が「仕事と生活の調和元年」と位置付けられました。

平成27（2015）年に、「女性活躍推進法*」が成立し、翌年には、女性の活躍推進に向けた数値目標や取組内容を盛り込んだ「事業主行動計画」の策定が求められることとなりました。同年、「あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた積極的取組」や、「男性中心型労働慣行等の変革」を進めるための「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。



近年では、平成 30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、令和 2（2020）年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されています。

そして、令和 4（2022）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」が整備されました。

（3）埼玉県の動き

埼玉県においては、国際婦人年に始まる国際的、国内的な動きを背景に、昭和 55（1980）年に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」、昭和 61（1986）年に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」、平成 7（1995）年には、「2001 彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

平成 12（2000）年には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、平成 14（2002）年に「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、同年県の施策を実施し、県民や市町村の取組を支援するため、「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」が開設されました。

また、「DV防止法」の一部改正を受けて、平成 18（2006）年に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。

平成 20（2008）年に子育て期の女性の再就職を支援するため、「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」に「埼玉県女性キャリアセンター」を設置し、平成 24（2012）年には、働く場における女性の活躍を支援するため、「ウーマノミクス*課」が設置されました。

平成 29（2017）年には、「女性活躍推進法」や国の「第 4 次男女共同参画社会基本計画」などを踏まえ、「埼玉県男女共同参画基本計画（平成 29～33 年度）」が策定されました。

令和 3（2021）年には、「埼玉県女性キャリアセンター」を「人材活躍支援課」に組織変更、「ウーマノミクス課」を廃止し「人材活躍支援課」と「多様な働き方推進課」に再編、さらに令和 4（2022）年に「人権推進課」と「男女共同参画課」を「人権・男女共同参画課」として統合しました。

また、同年「埼玉県男女共同参画基本計画（令和 4～8 年度）」及び「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 5 次）」を策定しています。

（4）熊谷市の取組

本市は、平成 17（2005）年と平成 19（2007）年の2度の合併（平成 17 年：熊谷市・大里町・妻沼町、平成 19 年：熊谷市・江南町）により誕生しました。合併前の市町においては、それぞれ男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

市の審議会等への女性の登用を図るために活用する「熊谷市女性人材リスト*」の作



成や、「女と男の情報紙『ひまわり』」の発行、平成 15（2003）年に開始したドメスティック・バイオレンス（DV）*に関する相談事業等は、合併前の旧熊谷市のときから継続して取り組んでいます。

平成 17（2005）年4月には、男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として、「熊谷市男女共同参画推進センター『ハートピア』」を開設し、合併後の同年 10 月には、新熊谷市として「熊谷市男女共同参画推進条例」を制定、平成 18（2006）年 7 月には、「熊谷市男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成 21（2009）年には、同年度から平成 30（2018）年度を計画期間とする「熊谷市男女共同参画推進計画」を策定（中間年見直し改訂）し、取り組んできました。

平成 27（2015）年 10 月には、より迅速かつ的確に被害者の保護及び自立支援を図るため、「熊谷市配偶者暴力相談支援センター*」を設置し、女性相談員を配置しています。

平成 31（2019）年3月に、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえ、第 2 次熊谷市男女共同参画推進計画として「くまがや男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策・事業を展開してきました。

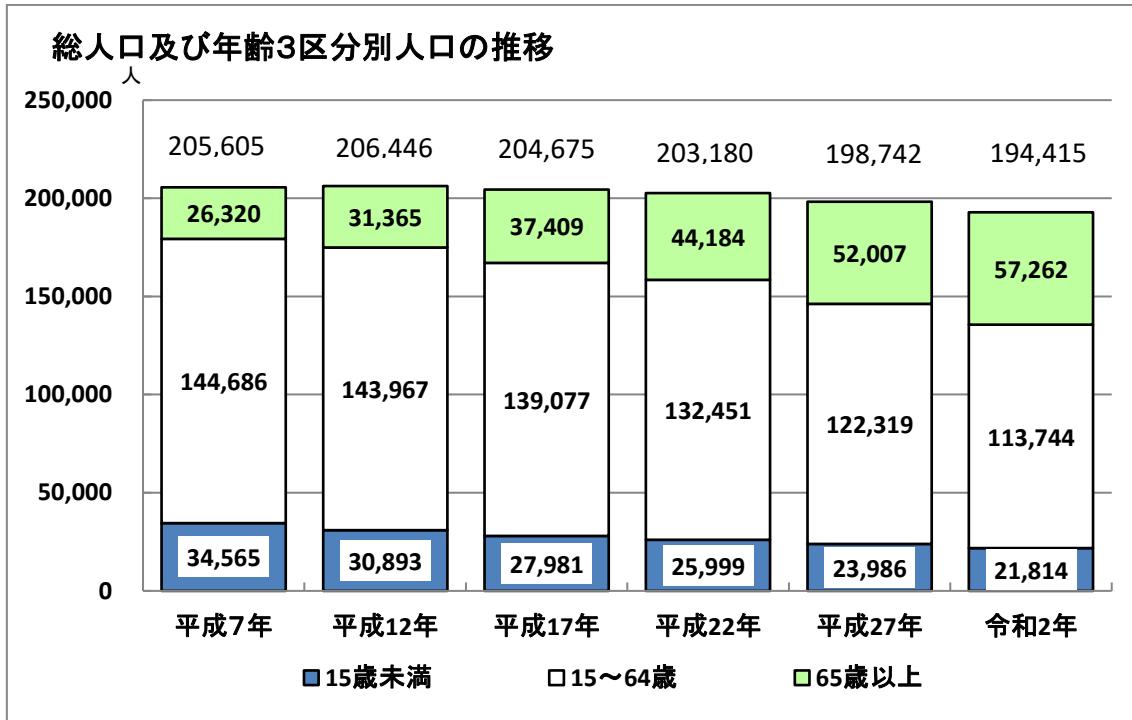
令和4（2022）年には、「第 2 次熊谷市男女共同参画推進計画」の中間年における見直しに向けての基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、令和6（2024）年3月に、中間年における計画の見直しを行いました。



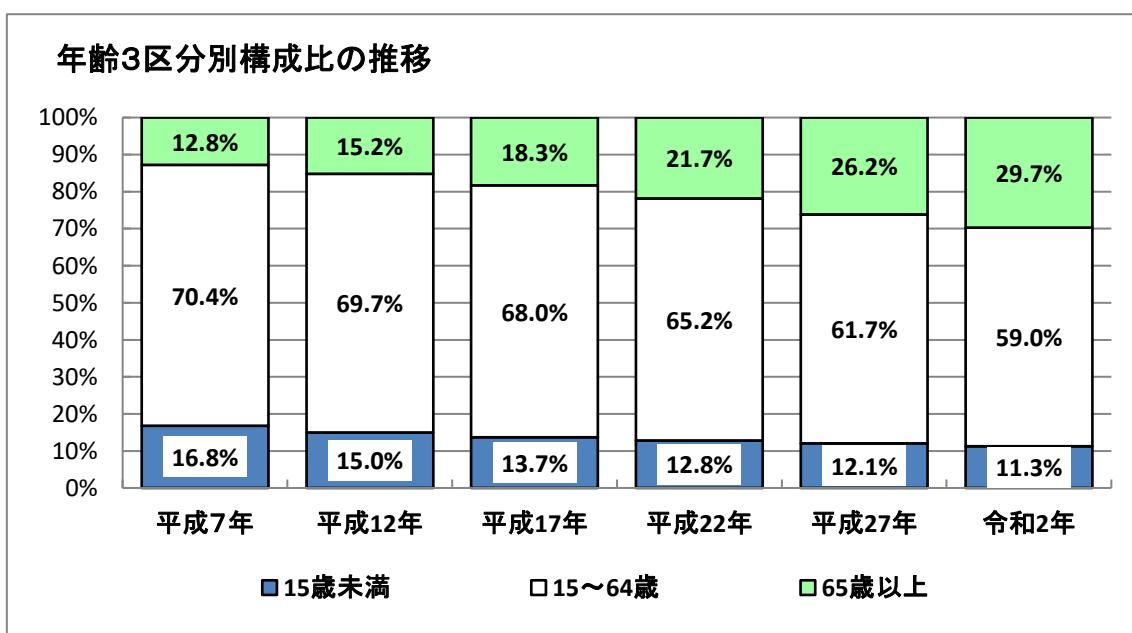
3 計画策定の背景（統計からみる熊谷市の現状）

（1）熊谷市における人口・構成比の推移、世帯数等の動向

本市の人口は、平成12年をピークに減少しているにもかかわらず、65歳以上の高齢者人口は一貫して増加しています。一方で、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少し、少子高齢化が急速に進行しています。

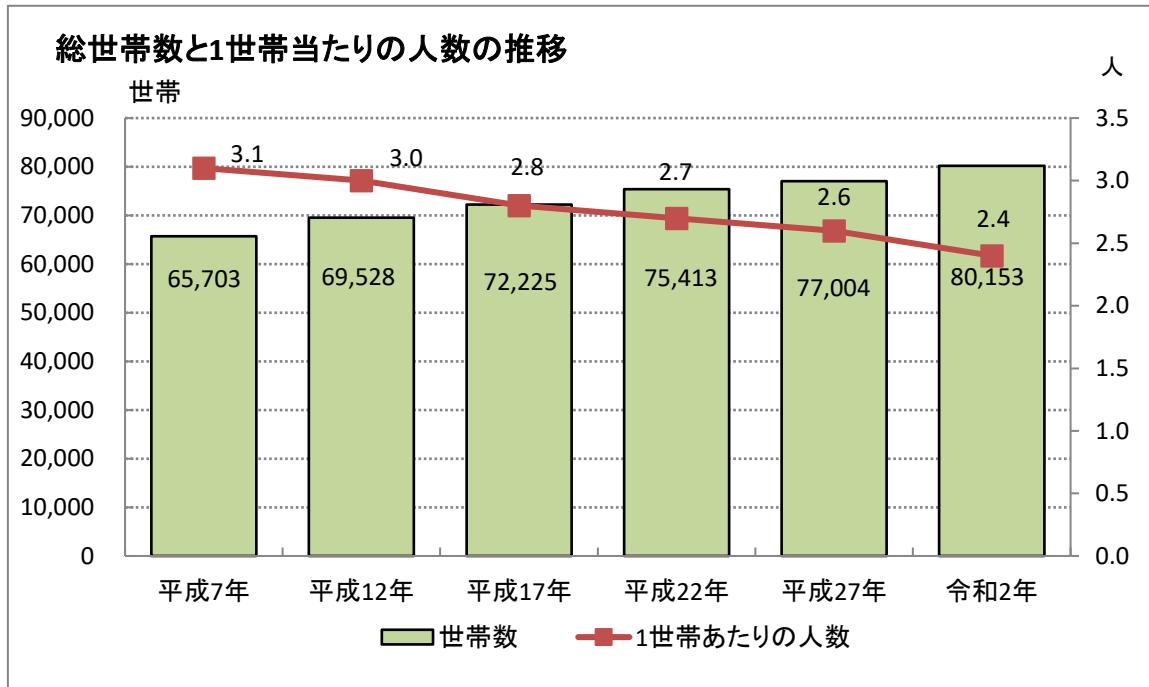


資料：国勢調査、熊谷市統計書



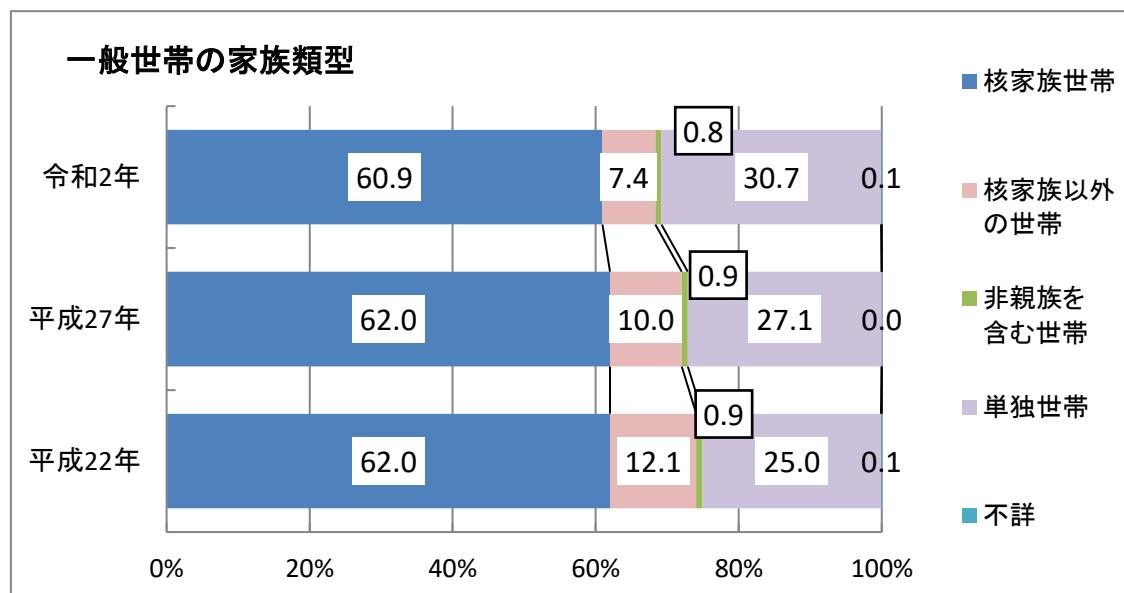


一方、世帯数は増加し、1世帯当たりの人数は減少しています。



資料：国勢調査、熊谷市統計書

一般世帯の家族類型をみると、「核家族」「核家族以外」の世帯が減少し、単独世帯が増加する傾向にあります。



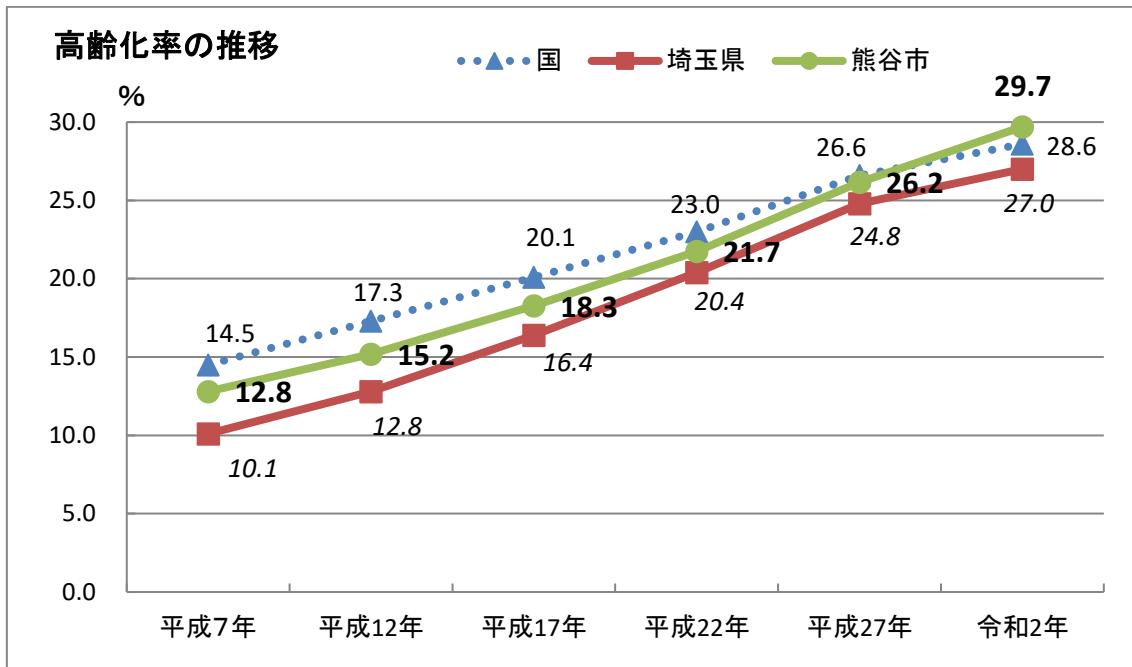
資料：国勢調査、熊谷市統計書



(2) 少子高齢化の進行

①高齢化率の推移

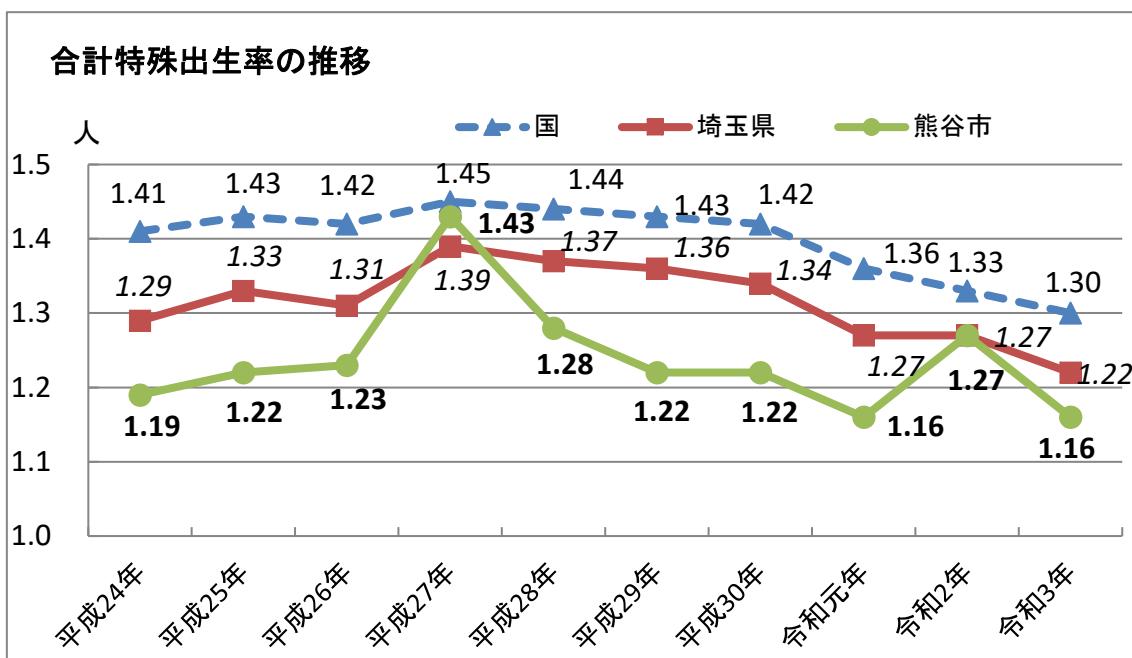
高齢化率は、国・県・本市とも、年々増加しています。



資料：国勢調査、熊谷市統計書

②少子化の進行

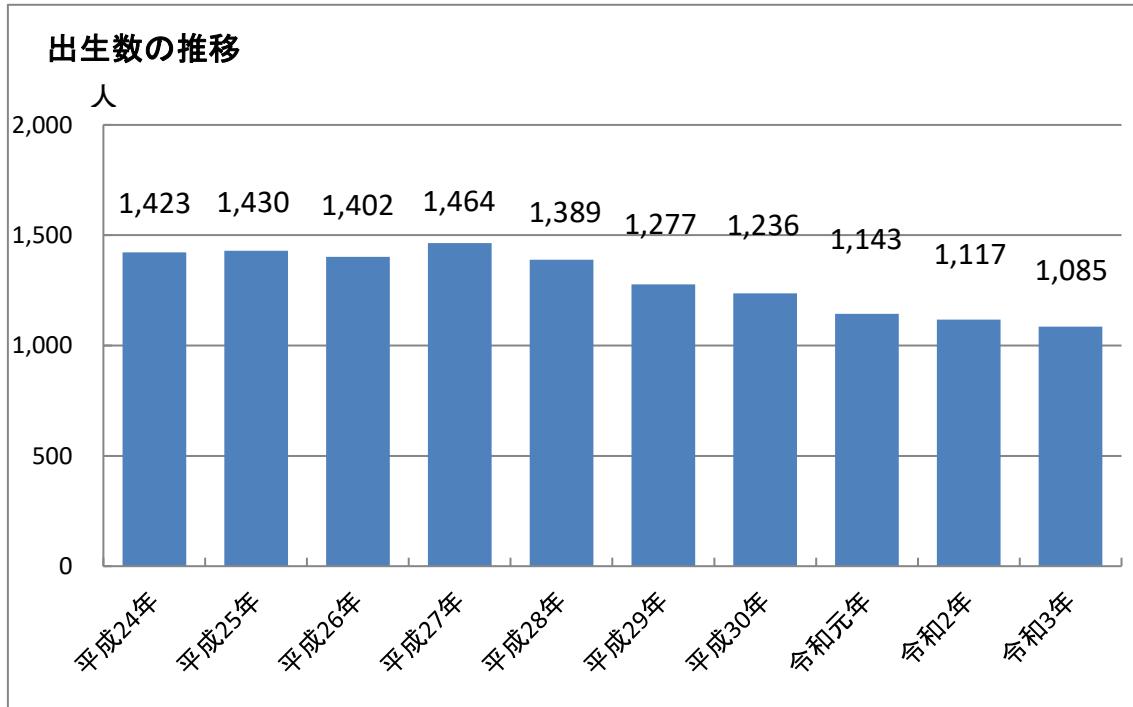
合計特殊出生率*の推移をみると、本市は、平成27年・令和2年を除き、全国・埼玉県より低い数値で推移しています。



資料：埼玉県人口動態統計



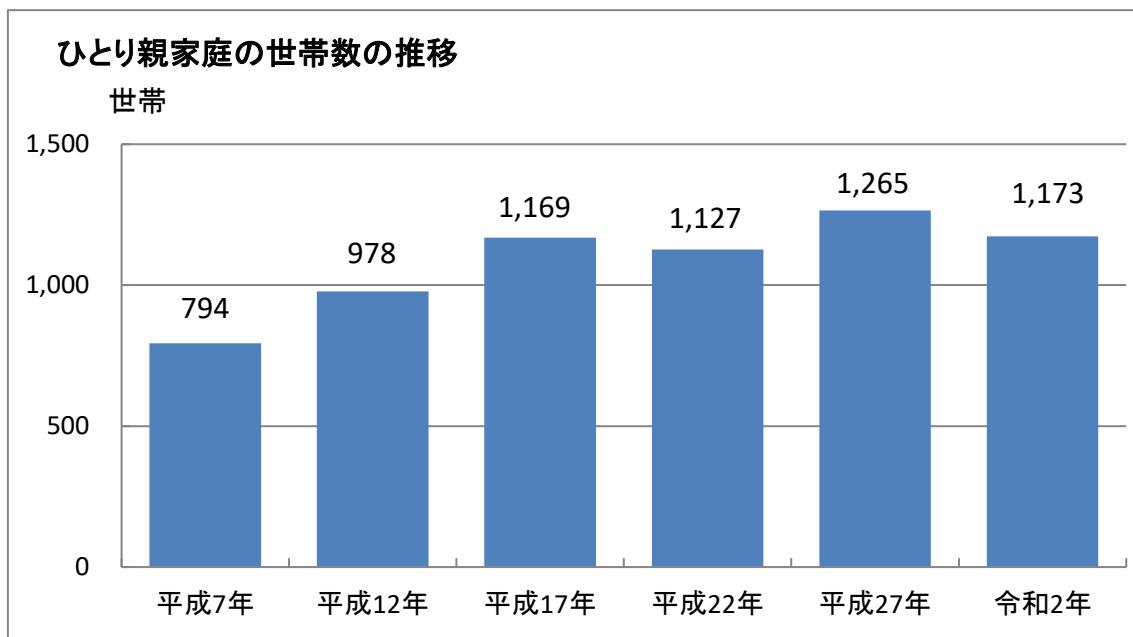
本市の出生数は、減少傾向を示しています。



資料：埼玉県人口動態統計

③ひとり親家庭の状況

本市のひとり親家庭の世帯数は、増加傾向にあります。



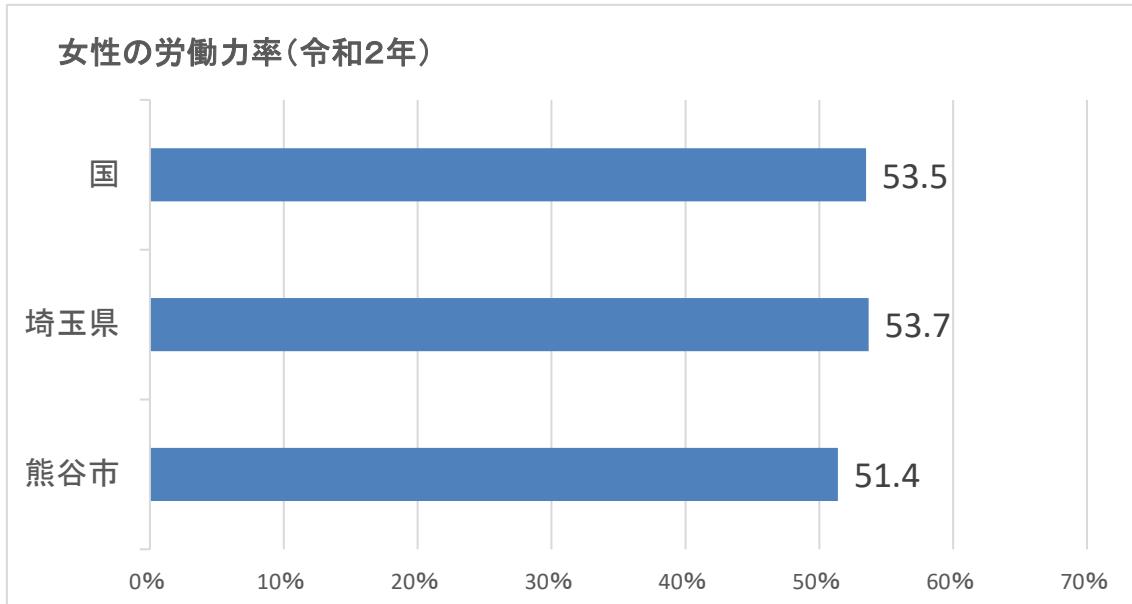
資料：国勢調査、熊谷市統計書



(3) 就業に関する現状

①女性の労働力率*

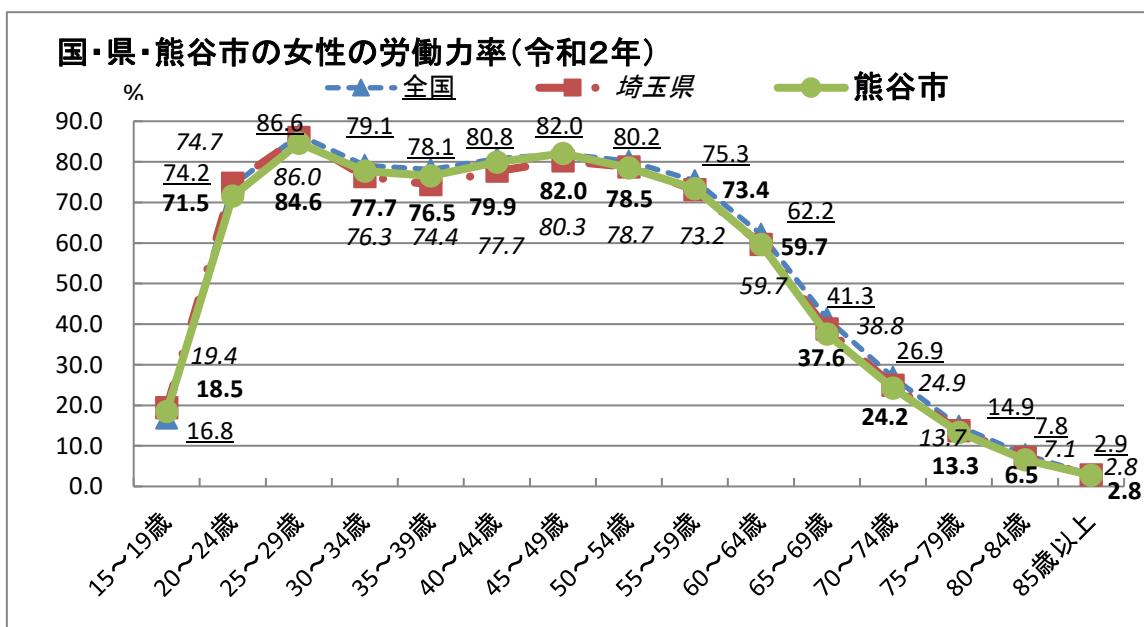
本市の女性の労働力率は、51.4%で、全国の53.5%、埼玉県の53.7%と比較してやや低い傾向にあります。



資料：国勢調査

②女性の年齢階級別の労働力率

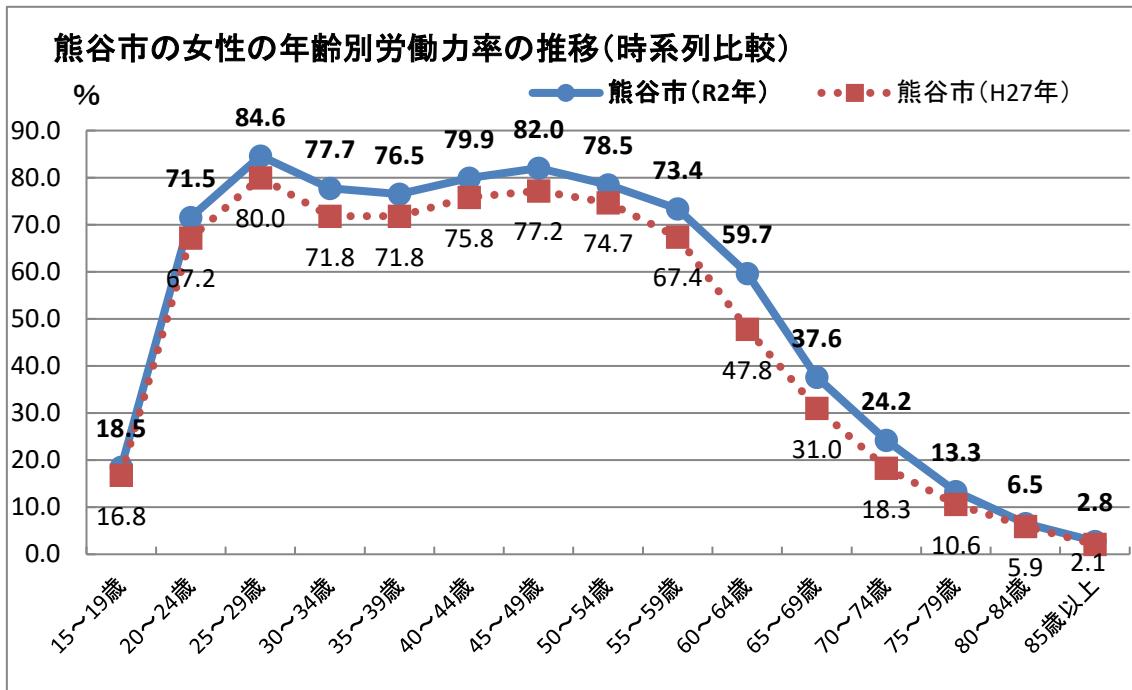
年代別にみると、国や県とほぼ同傾向にあり、30代女性の労働力率が前後の年代と比較してやや低い傾向がみられる、いわゆる「M字カーブ*」を描いており、出産・子育て期に労働力率が低下する傾向があります。



資料：国勢調査



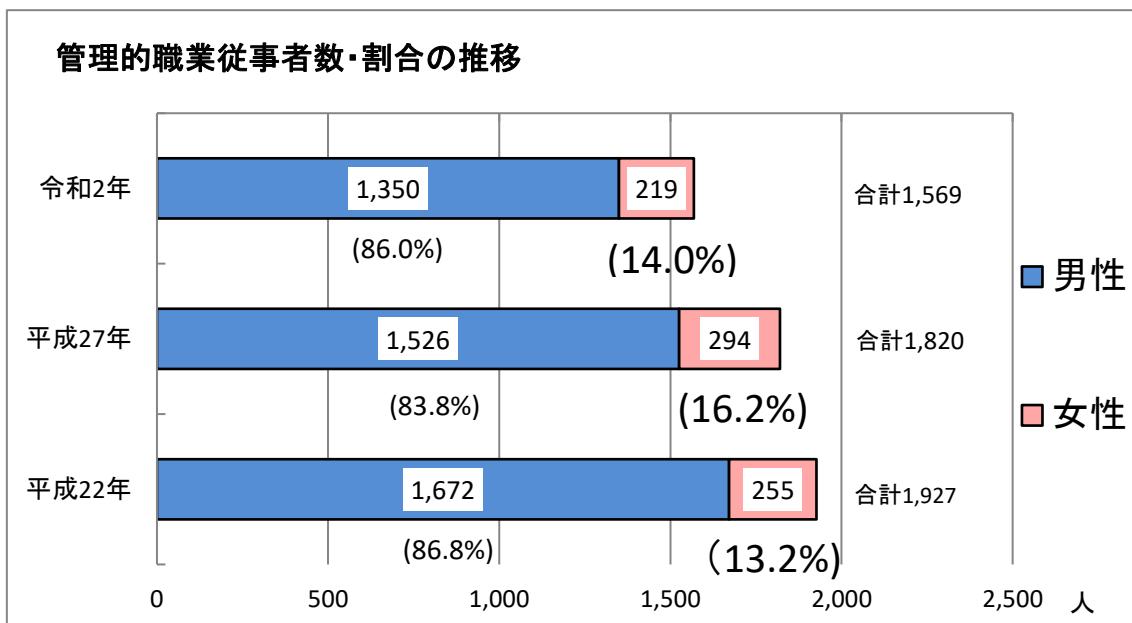
令和2年の女性の労働力率を平成27年と比較すると、全ての年代で女性の労働力率は高くなっています。



資料：国勢調査

③女性の管理的職業従事者割合

本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は、令和2年14.0%で、5年前の16.2%より2.2ポイント減少し、女性の管理職登用が進んでいないことがわかります。

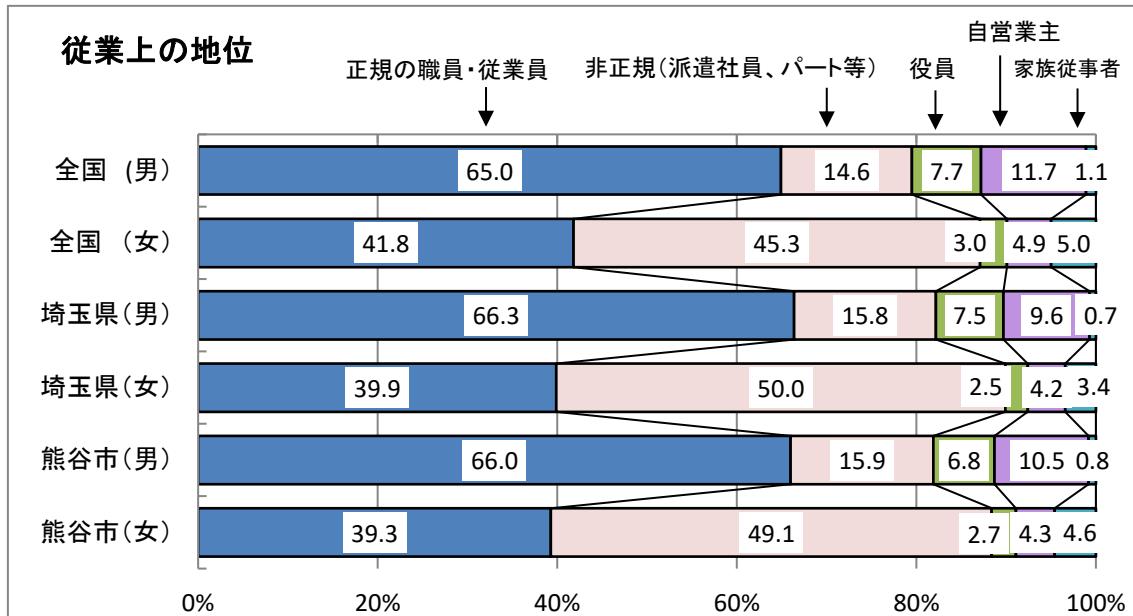


資料：国勢調査、熊谷市統計書



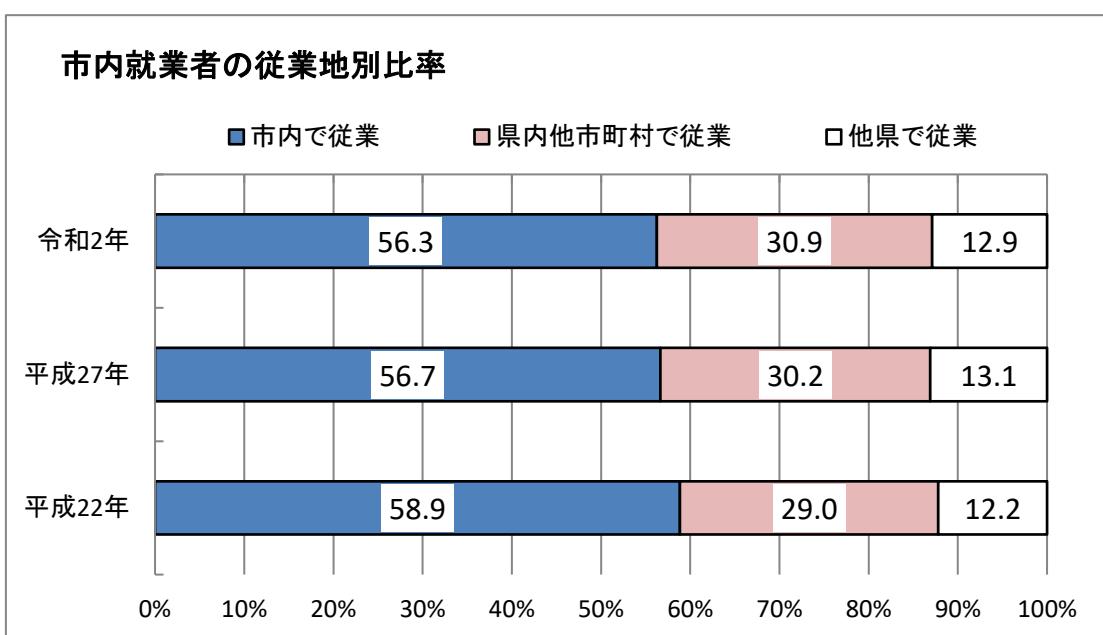
④従業上の地位

本市の15歳以上就業者について、従業上の地位を男女別にみると、男性は「正規の職員・従業員」が66.0%と最も高く、女性は「非正規（派遣、パート等）」が49.1%と最も高く、国・県と同傾向になっています。



⑤従業地

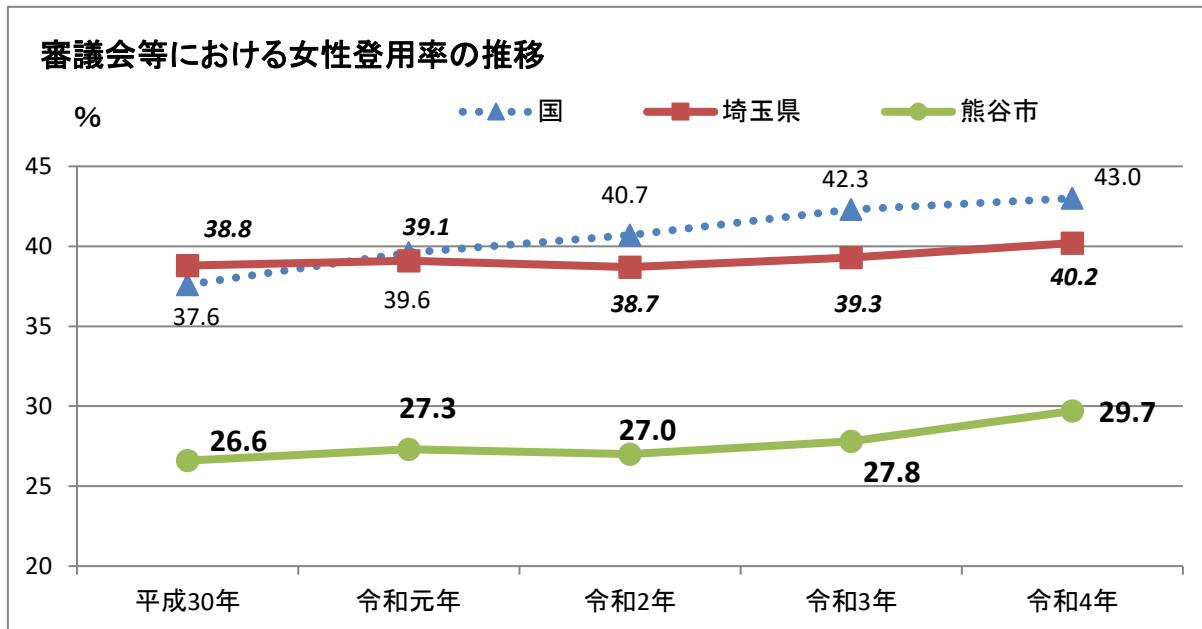
就業者の従業地別比率を過去10年間比較すると、わずかに市内の従業率が減り、市外での従業が増加しています。





(4) 審議会等の委員における女性の登用状況

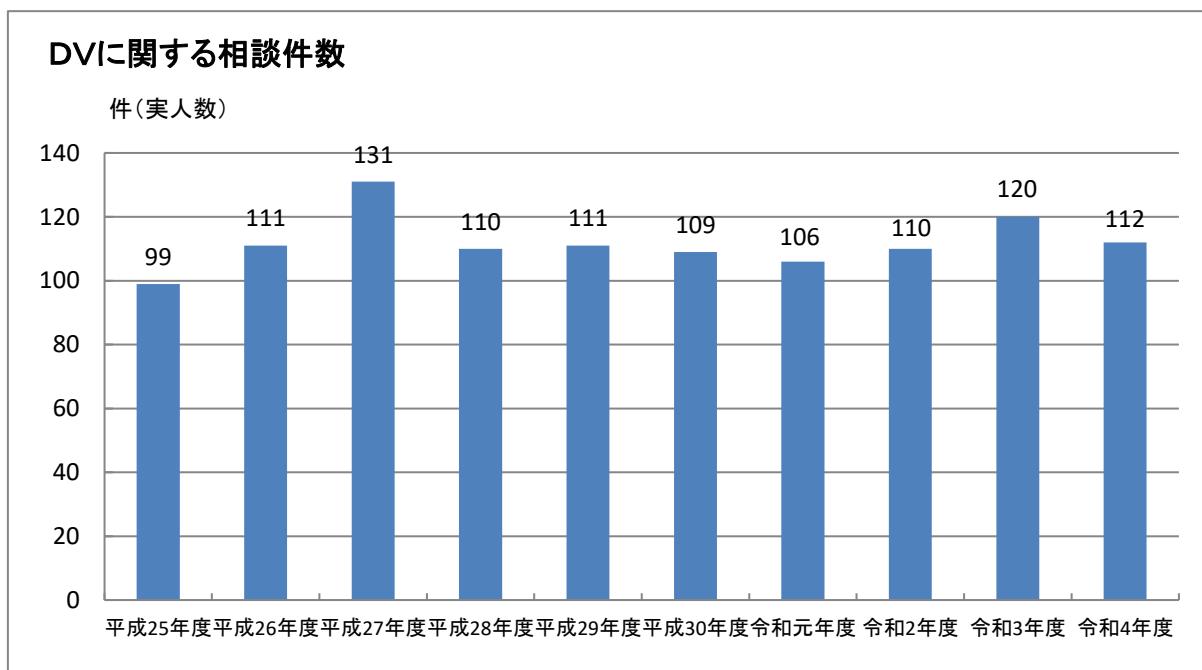
本市の審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、増加傾向にはあります
が、国・県との差が大きいことがわかります。



資料：内閣府発行男女共同参画白書、埼玉県年次報告

(5) ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数

本市の男女共同参画推進センターで実施しているDV相談の件数は、近年 100 件を
超えて推移しています。



資料：男女共同参画室



4 アンケート結果からみる熊谷市の現状

(1) 調査概要

「第2次熊谷市男女共同参画推進計画（2019年度～2028年度）」の中間年における見直しに当たり、市民の意識と実態等を把握し、計画の見直しに向けての基礎資料とともに、今後の男女共同参画の施策に反映させていくために、令和4年度にアンケート調査を実施しました。

市 民 意 識 調 査	
調査対象	熊谷市在住の18歳以上の男女3,000人（男女各1,500人）
抽出方法	住民基本台帳から等間隔無作為抽出
調査方法	調査票による本人記入方式 郵送による配付・回収
調査期間	令和4年8月1日～8月31日
調査項目	①回答者の属性 ②男女平等について ③家庭生活について ④子育て・介護について ⑤学校教育について ⑥就労について ⑦人権について ⑧DV（ドメスティック・バイオレンス）について ⑨社会参画について ⑩男女共同参画の推進について ⑪自由記述
有効回収数	1,267件
有効回収率	42.2%

※ アンケート結果について

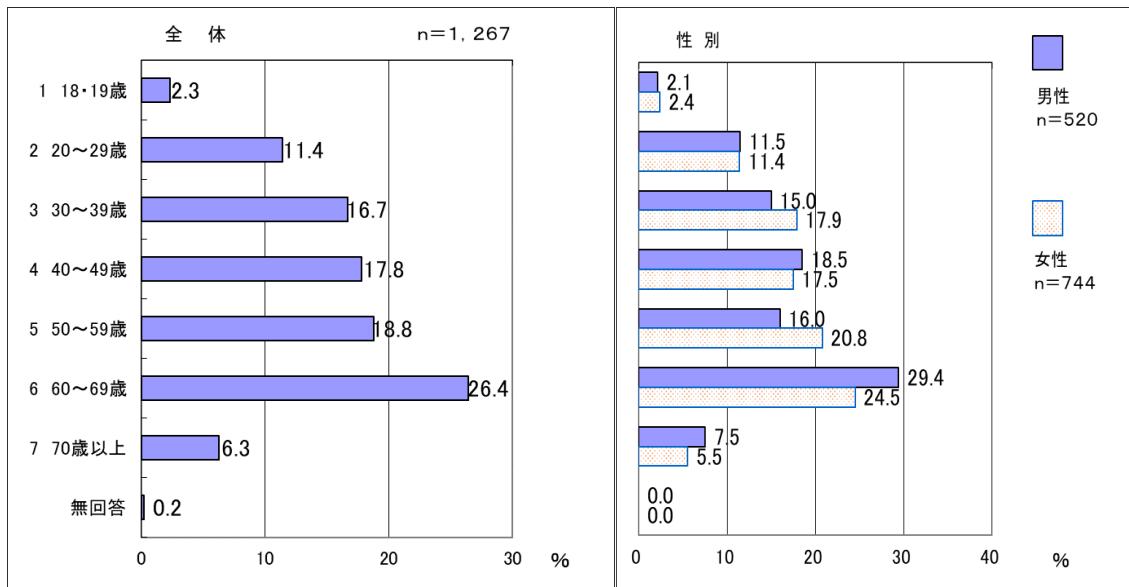
- 調査結果の数値は、原則としてその設問の回答者数を基数（n）として算出した回答率(%)で表記している。複数回答の場合も、パーセンテージの母数は回答者数としている。
- 集計は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示している。このため、回答率の合計が100.0%にならない場合がある。また、複数回答ができる設問では、母数に対する回答率のため、回答率の合計は100.0%を超える場合がある。



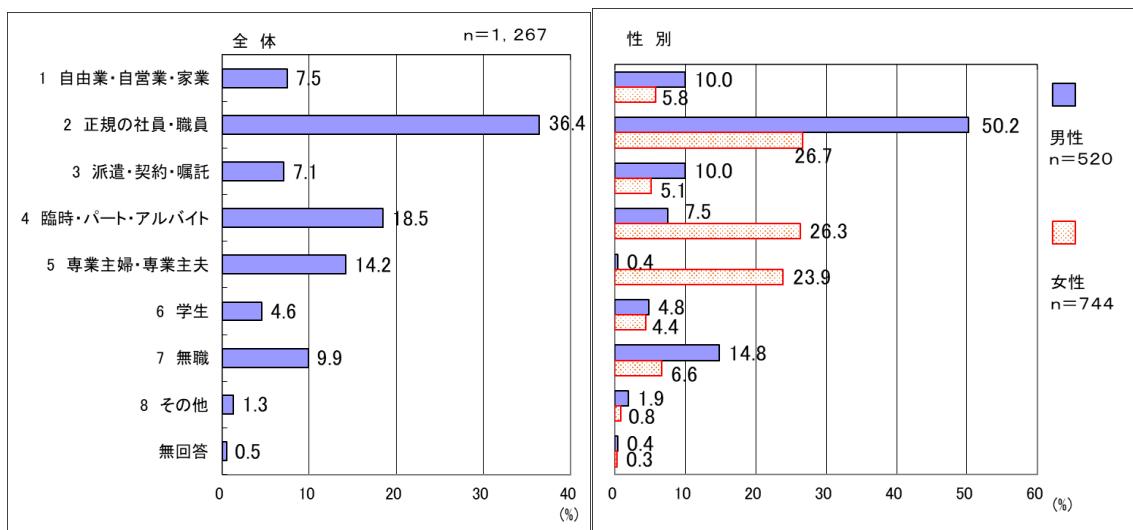
(2) 市民意識調査結果概要

①回答者の属性について

回答者の年齢について全体でみると、「60歳代」(26.4%)が最も多く、次いで「50歳代」(18.8%)、「40歳代」(17.8%)、「30歳代」(16.7%)などの順となっています。



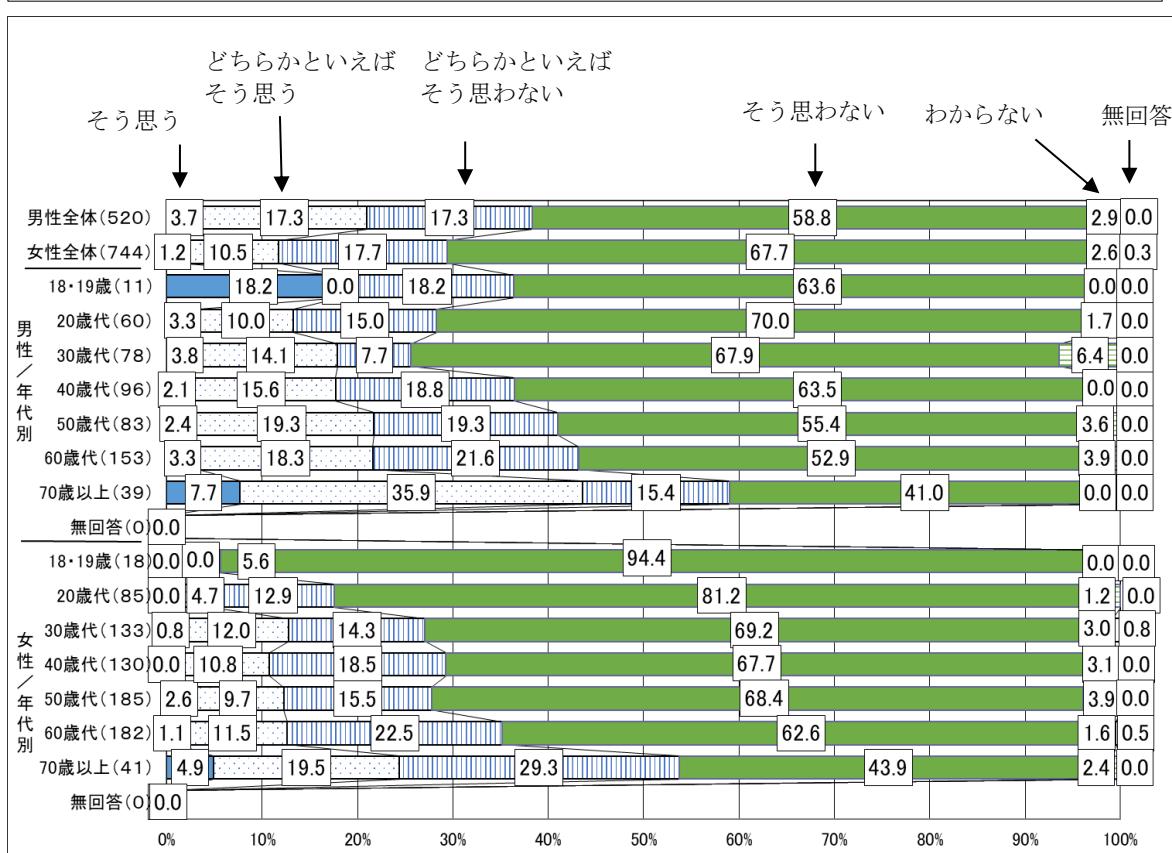
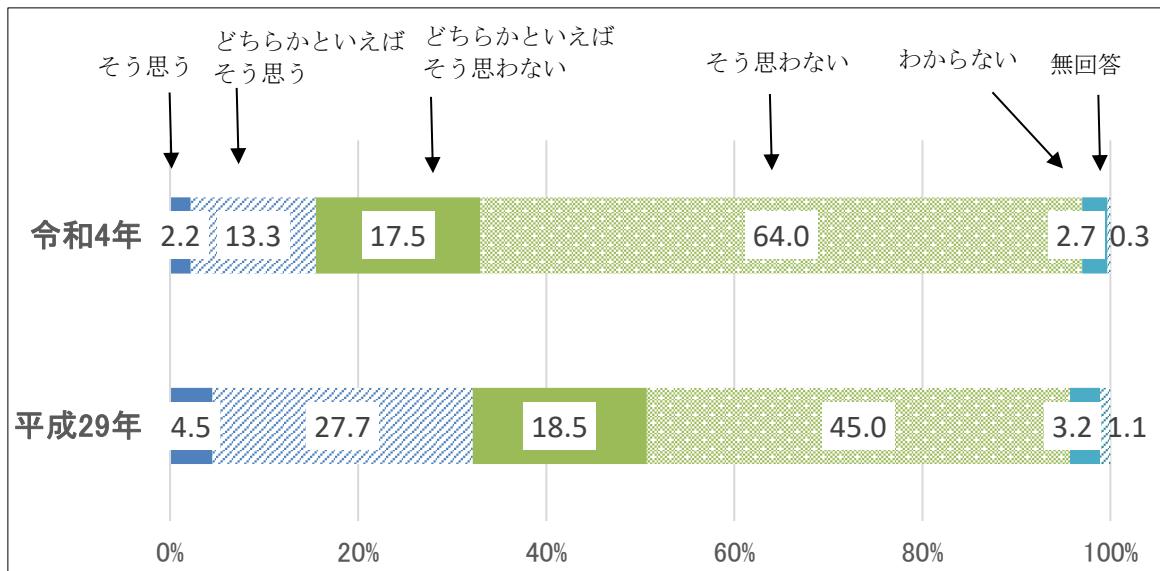
職業について全体でみると、「正規の社員・職員」(36.4%)が最も多く、次いで「臨時・パート・アルバイト」(18.5%)、「専業主婦・専業主夫」(14.2%)などの順となっています。





②固定的性別役割分担意識について

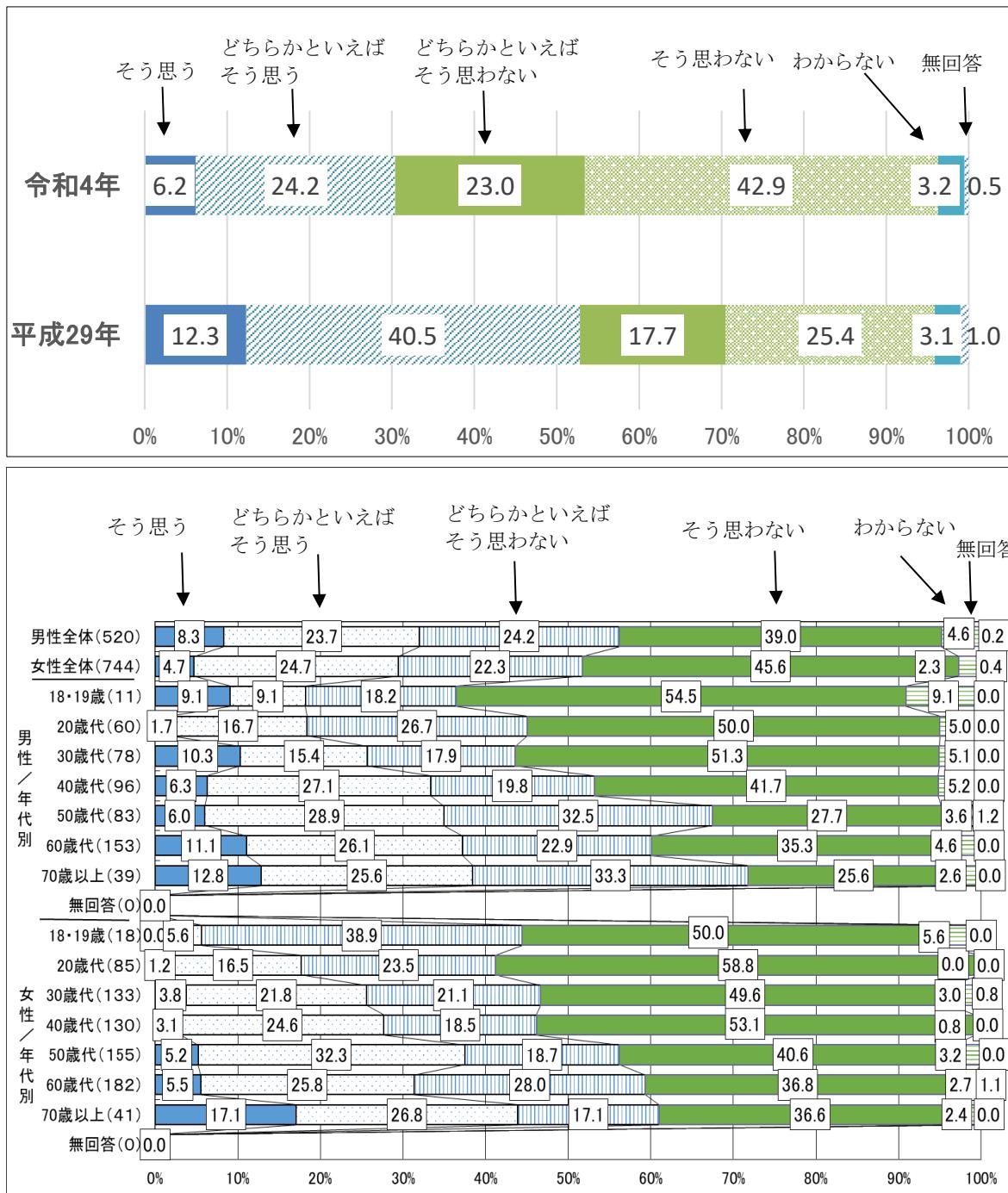
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、令和4年度は「そう思う」（2.2%）、「どちらかといえばそう思う」（13.3%）を合わせると15.5%となり、5年前の調査の32.2%から16.7ポイント減少し、「男は仕事・女は家庭」という固定的性別役割分担意識が少しずつ解消されてきていることがわかります。また、この傾向は若い年代に高く現れています。





③女性が仕事を持つことについて

「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである」という考え方について、令和4年度は「そう思う」(6.2%)、「どちらかといえばそう思う」(24.2%)を合わせると30.4%となり、5年前の調査の52.8%から22.4ポイント減少し、「家事・育児は家族で分担して行うものだ」という考え方が多くなっていることがわかります。また、この傾向は若い年代となるにつれ男女ともに高くなっています。

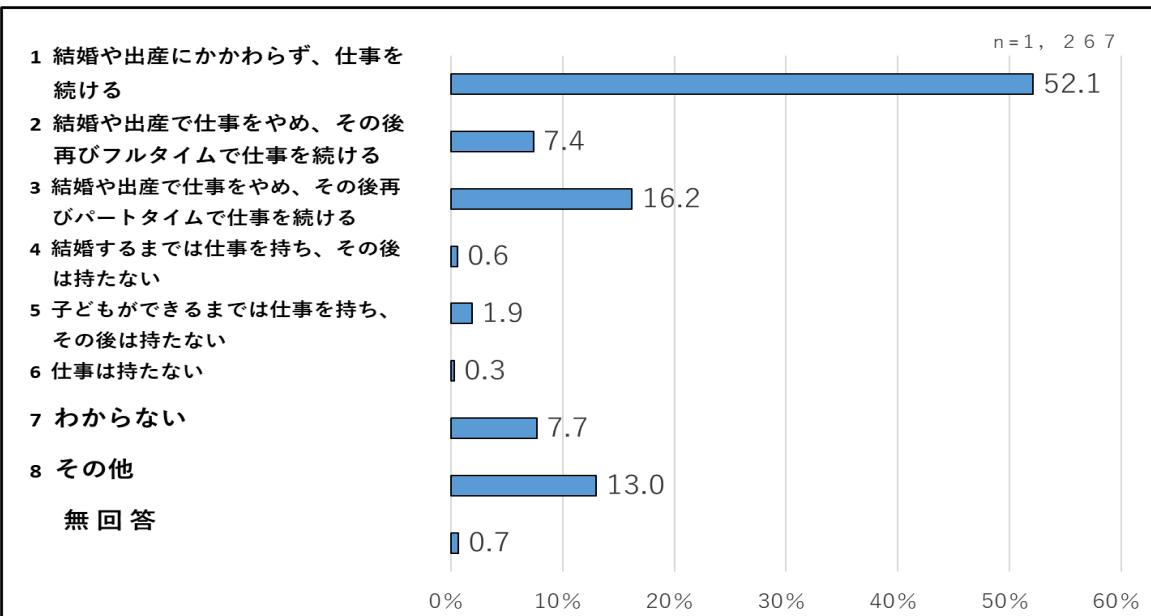




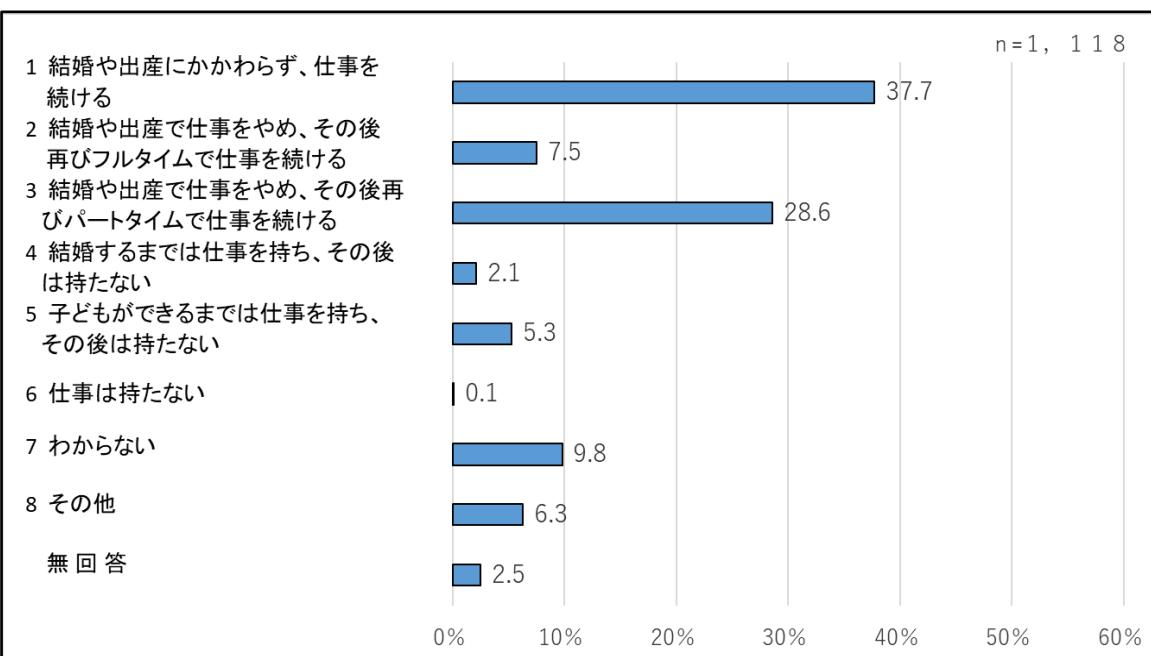
④望ましい「女性の働き方」について

望ましい「女性の働き方」について、令和4年度の調査では「結婚出産にかかわらず、仕事を続ける」(52.1%)が最も多く、次いで「結婚や出産で仕事をやめ、その後再びパートタイムで仕事を続ける」(16.2%)となりました。5年前の平成29年度と比較すると上位2位は変わらず、「結婚出産にかかわらず、仕事を続ける」という考え方は37.7%から14.4ポイント増加し、女性も「結婚や出産にかかわらず、仕事を続けていくことが望ましい」と考える人が増えていることがわかりました。

【令和4年度】



【平成29年度】



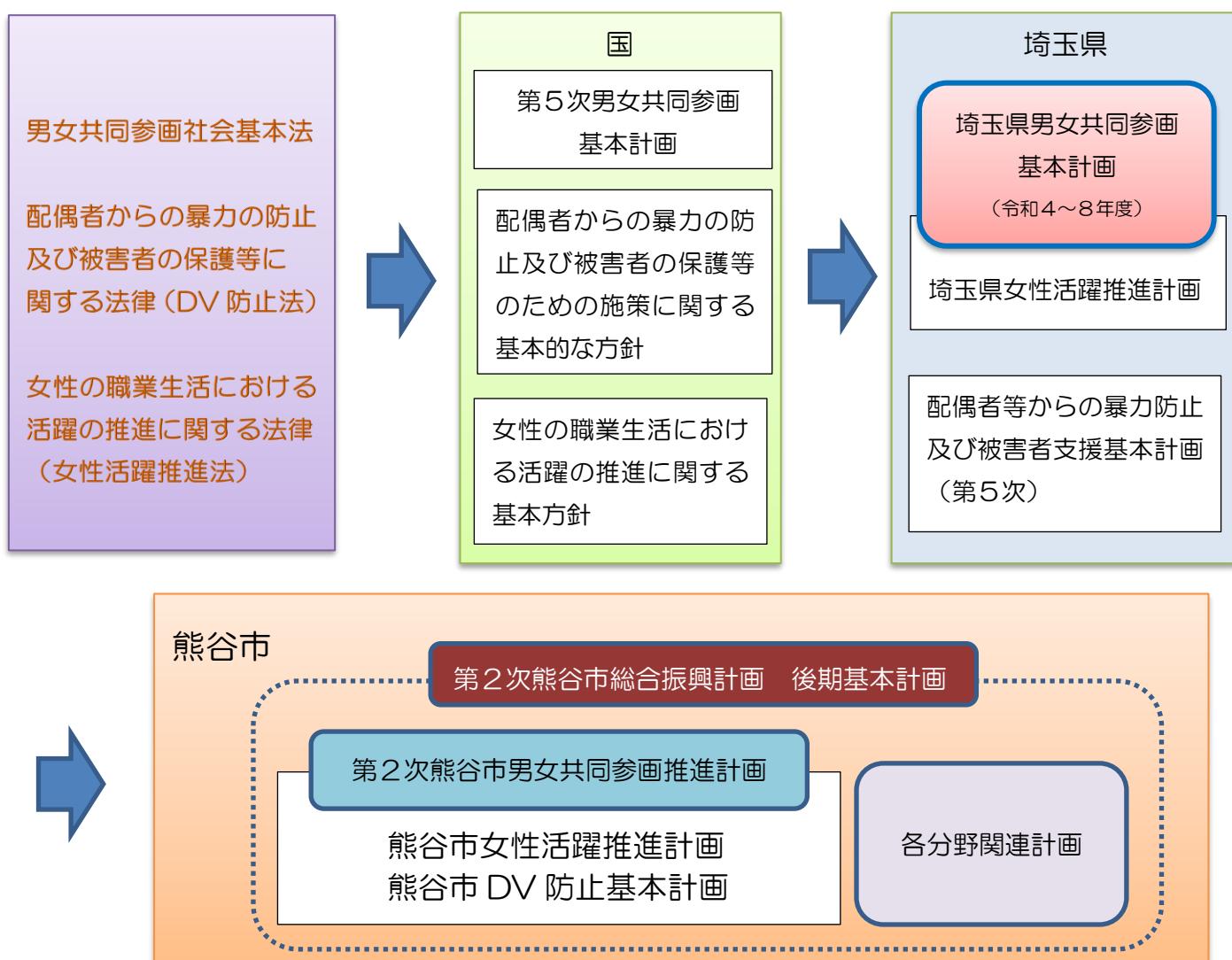
第2章 計画の基本的な考え方



1 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項及び「熊谷市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。) 第 9 条第 1 項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための市町村男女共同参画計画です。本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにしたものであり、「第 2 次熊谷市総合振興計画 後期基本計画」の部門計画として、熊谷市総合振興計画や他分野の関連計画との整合性を考慮した計画です。

また、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法 平成 13 年法律第 31 号)第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」(女性活躍推進法 平成 27 年法律第 64 号)第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置付けており、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。





2 計画の期間

本計画の計画期間は、当初、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までとして策定しているため、この度の中間期の見直しにおける計画の終期は、令和10（2028）年度までとします。

なお、社会情勢の変化や男女共同参画に関する新たな課題への必要性など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	和暦	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
	西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
国											
埼玉県											
熊谷市											

第5次男女共同参画基本計画

埼玉県男女共同参画基本計画

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画

第2次熊谷市総合振興計画 後期基本計画

第2次熊谷市男女共同参画推進計画

第2次熊谷市男女共同参画推進計画(改訂版)



3 基本理念

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例に規定する男女共同参画の推進に関する5つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

とも
男女に 認めあい 支えあい 責任を担い 生き生きと暮らせる
男女共同参画宣言都市 熊谷

基本的な視点

条例第3条から要約

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的な取扱いを受けずに、個人として能力を発揮する機会が確保される等、男女の人権が尊重されること

2 社会における制度や慣行についての配慮

性別による、固定的な役割分担意識等をなくすよう努め、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮すること

3 政策や方針の立案及び決定への共同参画

市の政策・事業者の方針の決定等に男女が共同して参画する機会が確保されること

4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立

家庭生活における活動と就業等の社会生活における活動に対等に参画できるように配慮すること

5 國際的協調

国際社会の取組と密接な関係があることを十分理解すること



4 基本目標

基本理念をもとに、本計画では次の3つの基本目標を掲げ、現状と課題を踏まえた上で、各分野にわたる施策を計画的に推進し、本市における「男女共同参画社会」の実現を目指します。

I 男女にまなびあう

～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～

II 男女にかがやく

～あらゆる分野における男女共同参画の推進～

i 男女がともに活躍できる環境づくり

ii 家庭や地域、社会活動での男女共同参画の推進

III 男女にいつくしむ

～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～

※「男女」という表記は、女性と男性とが性別に関係なく、共同して、あらゆる分野に参画していくことを表しています。

第3章 計画の内容



1 計画の体系

基本目標	主要課題	施策の方向	
I とも 男女にまなびあう ～人権尊重の視点に立った 男女共同参画の意識づくり～	1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進	
		(2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供	
		(3) メディア等における男女の人権の尊重	
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1) 学校教育等における男女共同参画の推進	
		(2) 男女共同参画の意識を高める学習の充実	
	3 生涯を通じた心身の健康づくり	(1) 男女の性と人権を尊重する意識づくり	
		(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援	
II とも 男女に かがやく ～あらゆる 分野における 男女共同参画 の推進～	i 男女がともに活躍できる環境づくり 【熊谷市女性活躍推進計画】	4 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり	(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進 (2) ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり (3) 女性の就業・起業等に対する支援
		5 子育て・介護への支援	(1) 子育て支援の充実 (2) 介護支援の充実
		6 政策・方針決定過程等における男女共同参画の推進	(1) 女性の政策・方針決定過程への参画推進 (2) 女性の人才培养の充実
	ii 家庭や地域・社会活動での男女共同参画の推進	7 家庭生活における男女共同参画の推進	(1) 家庭生活における男女共同参画の推進
		8 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 (3) 貧困・高齢・障がい*等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 (4) 国際社会に対する理解
III とも 男女にいつくしむ ～配偶者等からの暴力の根絶に 向けた社会づくり～ 【熊谷市DV防止基本計画】	9 DV防止に向けた啓発活動の充実	(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進	
		(2) 若年者に対する予防啓発の推進	
	10 被害者等への相談支援体制の充実	(1) 早期発見への取組の推進	
		(2) 相談体制の充実	
		(3) 庁内及び庁外の関係機関との連携	
		(4) 自立に関する支援の充実	



2 重点施策

計画を推進するに当たり、計画の体系の中で本市の課題を解決するため、重点施策を定め、令和10年度までの5年間の中で優先していきます。

基本目標Ⅰ ともにまなびあう

～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～

本市においては、性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）*の解消に向けて、市民に対して広く広報・啓発活動を行ってきました。引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業を推進し、男女共同参画に関する教育・学習機会の充実を図ります。

✿男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

- 施策1 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- 施策2 男女共同参画に関するセミナー・講座等の開催

✿学校教育等における男女共同参画の推進

- 施策7 男女平等観に基づく教育の充実

✿男女共同参画の意識を高める学習の充実

- 施策10 家庭における男女共同参画意識の啓発
- 施策11 生涯学習の充実

基本目標Ⅱ ともにかがやく

～あらゆる分野における男女共同参画の推進～

本市においては、男女がともにあらゆる分野で活躍することができるよう、職場環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの促進、女性の就業・起業等の支援、子育て・介護支援など、あらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組んできました。引き続き、



男女がともに活躍できる環境づくり、家庭や地域・社会活動での男女共同参画を推進していきます。

✿ 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

- 施策19 男女の雇用機会の均等に関する法制度等の普及・啓発
- 施策20 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*に向けた啓発
- 施策21 職場でのあらゆるハラスメント防止に向けた啓発活動の充実

✿ ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり

- 施策22 就業環境・労働条件整備の理解促進
- 施策23 仕事と家庭生活が両立できる職場環境の促進

✿ 女性の就業・起業等に対する支援

- 施策24 女性の再就職・起業等に対する支援の充実

✿ 子育て支援の充実

- 施策26 多様な保育サービスの充実
- 施策27 特別支援教育等（特別支援学校、特別支援学級、放課後等デイサービスなど）の充実
- 施策28 子育てに関する経済的支援
- 施策29 子育てに関する情報提供や相談支援
- 施策30 地域における子育て支援の充実

✿ 女性の政策・方針決定過程への参画推進

- 施策34 審議会等への女性の参画促進

✿ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

- 施策45 防災訓練や自主防災組織などの男女共同参画の意識啓発
- 施策46 防災分野における女性の参画拡大
- 施策47 男女共同参画の視点に立った災害時の対応



基本目標Ⅲ ともにいくつしむ

～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～

本市においては、平成27年10月に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、月曜日から金曜日まで及び第1・第3土曜日（祝日・年末年始を除く。）に窓口を開き、予約なしでも気軽に相談できる体制を整えています。

DV等、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発を行い、被害者等の相談・保護の体制を一層充実させていくとともに、府内外の関係機関との連携を強化し、被害者が必要とする支援を受けられる体制の整備を推進します。

✿ 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進

○施策55 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進

✿ 被害者等への相談・支援体制の充実

○施策58 DV被害者等に対する相談体制の充実

○施策59 府内及び府外の関係機関との連携強化

○施策60 自立に関する支援の充実



3 計画の推進指標

基本目標	指標項目	基礎資料	策定時の現状値	中間目標値 5年後 【令和6年3月】	改訂時の現状値	最終目標値 10年後 【令和11年3月】 (策定時の最終目標値)
I	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に同感しない市民の割合	市民意識調査	63.5%	70%	81.5%	85% (80%)
	「男女共同参画社会」という言葉の周知度	市民アンケート 市民意識調査	63.2%	70%	78.4%	85% (80%)
II	保育所等待機児童数	保育課調べ	19人	0人	0人	0人 (0人)
	市の男性職員の育児参加休暇取得率	職員課調べ	47.1%	50%以上	50%	55%以上 (50%以上)
	審議会等への女性の登用率	男女共同参画室調べ	26.6%	40%	29.7%	40% (40%)
	ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	市民アンケート	15.2%	32%	16.2%	50% (50%)
	自主防災組織の組織率	危機管理課調べ	70.7%	76%	79.5%	85% (80%)
III	配偶者などから暴力(DV)を受けた際に相談した市民の割合	市民意識調査	45%	50%	28.1%	70% (70%)
	DV対策庁内連絡会議の開催回数	男女共同参画室調べ	1回/年	2回/年	2回/年	2回/年 (2回/年)



4 施策の内容

基本目標 I 男女にまなびあう

～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～

現状と課題

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人一人の個性と能力が十分に発揮されるような生き方が尊重されなければなりません。

しかし、市民意識調査から「男は仕事、女は家庭」「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである」といった性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）は、以前に比べて解消されているものの、全体として女性に比べて男性の方が優遇されていると考える市民が多く、特に「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」などで「男性の方が優遇されている」と考える人の割合が高いことがわかりました。

このような意識は、長い時間の中でつくられてきたものであり、すぐに改善されるものではないため、市民が男女共同参画に関する認識を深め、少しでも意識が改善されるよう、引き続き、広報・啓発活動を行います。特に、子どもから大人まであらゆる世代において男女共同参画に関する知識を深めることが重要であるため、家庭・職場・学校・地域その他の社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図ります。

また、女性も男性も人権を尊重し、互いの性を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持つことが大切です。ライフステージに応じて性に関する正しい知識を身に付けられるよう教育・啓発に努めるとともに、人生100年時代を見据え、誰もが健康で生き生きと輝く人生を送れるよう健康づくりへの支援を行います。

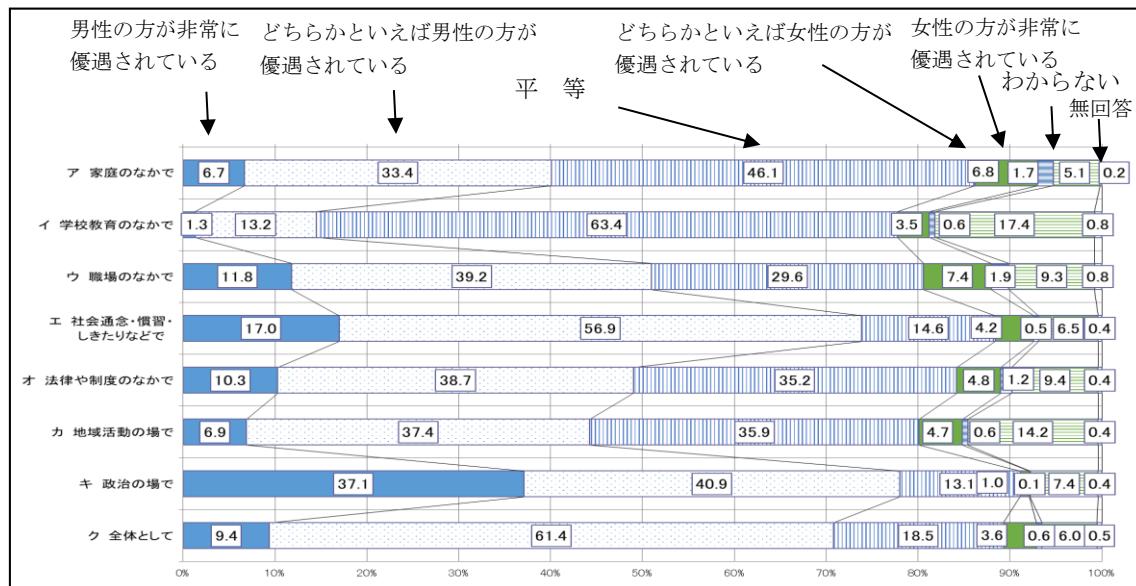


あらゆる分野における男女の地位の平等感には、男女差がある

本市における各分野の男女の地位の平等感については、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」「職場」などで、「男性の方が優遇されている」との割合が高くなっています。

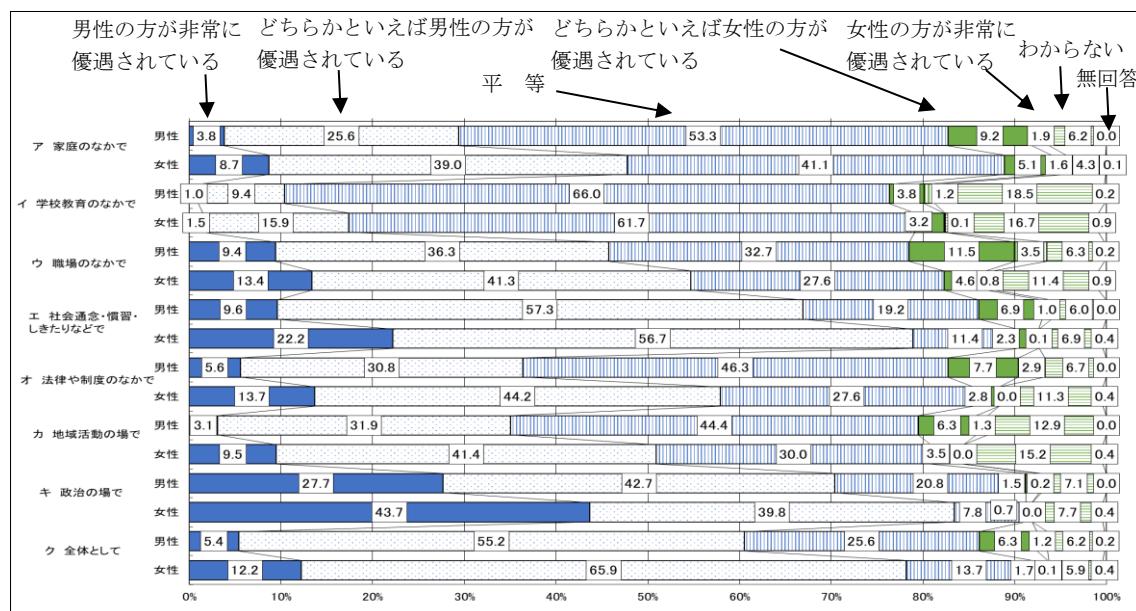
男女別でみると、全ての分野において女性に比べて男性の方が「男女が平等である」と回答した人の割合が高くなっています。女性と男性の平等感には、大きな差があることがわかりました。

熊谷市における男女の地位の平等感（全体）



資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

熊谷市における男女の地位の平等感（性別）



資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）



1 男女共同参画の意識づくり

(1) 男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

女性も男性も性別に関わりなく、あらゆる分野において個性や能力を發揮することができるよう、社会の制度や慣習を見直し、意識の改革を行っていく必要があります。

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、全ての市民が男女共同参画の推進に関する基本理念を正しく理解し、意識を高められるようにするために、積極的に啓発活動を行います。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
1	重点施策 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発	男女共同参画の視点に立った慣習の見直し、固定的役割分担意識の解消に向けて、各種媒体等を通じて、市民全体に男女共同参画に関する意識啓発を図る。 また、条例に基づき、男女共同参画に積極的に取り組む事業者等を表彰する。	男女共同参画室 人権政策課
2	重点施策 男女共同参画に関するセミナー・講座等の開催	各種セミナー・講座等を開催し、人権尊重の視点に立った男女共同参画に関する意識啓発を図る。	男女共同参画室 人権政策課 社会教育課 中央公民館

(2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

男女共同参画に関する動向を正確に把握するため、国・県が主催する会議や研修会に積極的に参加します。

また、市民が男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、貸出可能な図書や資料を充実させます。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
3	男女共同参画に関する情報の収集・提供	国・県が主催する会議や研修会に積極的に参加する。男女共同参画に関する資料や文献を整備し、市民へ提供する。	男女共同参画室 図書館
4	男女共同参画に関する調査・研究	男女共同参画に関する市民意識調査、ドメスティック・バイオレンス(DV)等に関する実態調査を実施し、施策推進のための基礎資料とする。	男女共同参画室



(3) メディア等における男女の人権の尊重

近年、情報化がますます進展する中で、新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどのメディアによる情報が人々に大きな影響を与えています。

メディアの中には、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等が見受けられ、人権の侵害につながることが懸念されます。

そのため、市民がメディアに対して敏感な視点を持つよう、「メディア・リテラシー」*(情報活用能力)に関する啓発を行うとともに、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」*に沿った市の広報出版物やホームページなどの表現に努めます。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
5	メディア・リテラシーに関する学習機会の充実	市民がメディアに対して主体的な判断ができるよう、メディア・リテラシーに関する学習機会を提供する。	男女共同参画室
6	市の発行物等における適切な表現の促進	人権尊重・男女共同参画の視点からの市広報出版物やホームページなど市民に発信する情報の見直し、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用と周知に努める。	男女共同参画室



2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、学校・家庭・地域・職場における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

(1) 学校教育等における男女共同参画の推進

学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であり、人権を尊重し、性別にかかわりなく、一人一人の個性と能力を伸ばす教育を行います。

また、教職員・保育関係者等が男女共同参画に関する正しい知識を持って、次代を担う子どもたちの教育に当たることができるよう、研修を充実させます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
7	重点施策 男女平等観に基づく教育の充実	道徳教育・進路指導・キャリア教育等において、人権の尊重、男女平等に視点を置いた教育を行う。	学校教育課
8	教職員・保育関係者への研修の充実	男女平等を推進する教育の充実に向けて、教職員・保育関係者への研修を充実させる。	学校教育課 保育課
9	人権教育・人権保育の推進	人権や生命を大切にする心を育み、人権意識の高揚を図るための人権教育・人権保育を推進する。	学校教育課 社会教育課 保育課



(2) 男女共同参画の意識を高める学習の充実

男女共同参画の意識の形成には、家庭におけるしつけや教育、親の考え方も大きな影響を及ぼすことから、家庭教育の重要性を啓発していきます。

また、社会のあらゆる分野に参画することが選択できるよう、多様な学習機会を提供します。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
10	重点施策 家庭における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画に関する様々な講座の開催など学習機会を提供する。 (社会的性別(ジェンダー)視点を養成するための講座、家庭教育講座、親の学習*講座の開催など)	男女共同参画室 社会教育課 中央公民館
11	重点施策 生涯学習の充実	市民が生涯にわたり男女共同参画について学習できるよう、各種講座を開催する。 (男女共同参画に関する市政宅配講座、男女共同参画配信講座*、生涯学習講座等)	男女共同参画室 社会教育課 中央公民館



3 生涯を通じた心身の健康づくり

(1) 男女の性と人権を尊重する意識づくり

男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係のもとで妊娠や出産について決定することができるよう、妊娠・性感染症*等に関する正しい知識を得るための情報や学習機会の充実を図ります。

また、児童の人権尊重を図るため、協議会を運営するとともに、青少年健全育成や児童虐待防止に関する講演会等を開催して啓発に努めます。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
12	人権啓発の推進と人権意識の高揚	全ての市民が、お互いの人権を尊重しながらともに生きる社会を実現するため、人権啓発を推進するとともに、人権相談を充実させることで人権意識の高揚を図る。	人権政策課 社会教育課
13	性の尊重や心身の健康についての理解促進	LGBTQ*など、性の多様性を尊重した啓発活動を実施する。	人権政策課 男女共同参画室（★） 社会教育課
		性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）*や性感染症などに関する知識の普及・啓発や相談事業の充実を図る。	健康づくり課 母子健康センター 熊谷保健センター 学校教育課 男女共同参画室
14	児童虐待防止の推進	児童の人権尊重を図るため、要保護児童対策地域協議会を開催し、早期発見や支援・保護に努めるとともに、青少年健全育成や虐待防止に関する講演会等を開催し、啓発を図る。	こども課
15	男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進	「自殺は防ぐことができる」という基本認識を持てるよう普及・啓発するとともに、心の健康づくり対策を中心とした相談体制の充実を図る。	熊谷保健センター

（★）は新規追加



(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

男女がその健康状態に応じて、的確に自己管理ができるように、また、個性や能力を十分に發揮し、生き生きと自立した生活を送るためには、健康づくりは欠かせない要素となります。

そのため、全ての市民が、生涯にわたって健康で元気に暮らせるまちづくりを目指し、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

特に女性は、妊娠や出産により、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、母子保健事業の実施や、生涯を通じた健康づくりを支援するための対策を推進します。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
16	母子保健事業の推進	母親の健康維持と子どもの健やかな成長の促進のため、妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター*」の運営や健康教育、訪問指導、相談支援事業等の充実に努める。	母子健康センター
17	スポーツ等を通じた健康づくりの推進	各種スポーツ活動等を通じて、ライフステージに応じた市民の健康づくりを支援する。 (各種スポーツ大会、スポーツ・レクリエーション講座、生涯スポーツの基礎づくり促進のためのスポーツ教室開催等)	スポーツタウン推進課 健康づくり課(★) 長寿いきがい課 中央公民館
18	健康診査等の実施	男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、性差を考慮した各種健康診査や指導を実施する。 (特定健康診査、がん検診)	保険年金課 熊谷保健センター 教育総務課

(★) は新規追加



基本目標Ⅱ とも 男女にかがやく

～あらゆる分野における男女共同参画の推進～

i 男女がともに活躍できる環境づくり 【熊谷市女性活躍推進計画】

現状と課題

男女がともに社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事・家庭生活・地域社会等の活動にバランスよく参画できる環境づくりが重要です。

市民意識調査では、仕事にかかる時間について、男性は1日平均約8時間、女性は1日平均約6時間と回答しており、家事・子育て・介護などの大半は、女性が担っているのが現状です。

急激な少子高齢化により、生産年齢人口の減少が進む中で、男女がともに、仕事と家事・子育て・介護などの家庭生活及び社会活動などの調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスを図ることで、生涯を通じて充実した生活を送れるようにするための取組が求められています。

一方、女性の活躍や働き方改革が求められる中、少子化と高齢化の同時進行が続き、晩婚化や晚産化等を背景に、育児と介護の負担が同時にかかるダブルケアの世帯や、様々な分野の複合課題を抱える世帯が増加してきています。

ライフスタイルが多様化する中、子育てや介護、社会活動と仕事の両立を実現し、柔軟な働き方を選択できるよう、働き方の見直し、職場環境の改善、事業者や就労者の意識改革などの促進に取り組むとともに、相談窓口や関係機関との連携を強化する必要があります。

また、政策・方針決定にかかわる審議会等の場において男女の意見が十分に反映することが重要なことから、引き続き、審議会等への女性の参画の割合を増加させることを目指します。



仕事時間が長い男性と家事・育児・介護時間が長い女性

一日の生活時間に関する調査では、仕事にかかる時間は、男性が平均 8 時間 11 分に対し、女性は、平均 5 時間 49 分となっています。

一方、家事・育児・介護にかける時間は、女性の平均が 4 時間 14 分なのに対し、男性の平均は 1 時間 9 分となっています。

一日の生活時間について ※1日当たり平均

項目	回答者数	全 体	男 性	女 性
		1,267	520	744
ア 家事（炊事・洗濯・掃除など）・育児・介護に使う時間	2時間58分	1 時間 9 分	4 時間 14 分	
イ 仕事に使う時間 (通勤時間・仕事上のつきあいを含む)	6時間49分	8 時間 11 分	5 時間 49 分	
ウ 社会活動に使う時間 (ボランティア・地域活動など)	12 分	13 分	11 分	
エ 自分自身のための自由な時間 (趣味・動画視聴・ネット・スポーツなど)	3 時間 4 分	3 時間 10 分	2 時間 59 分	

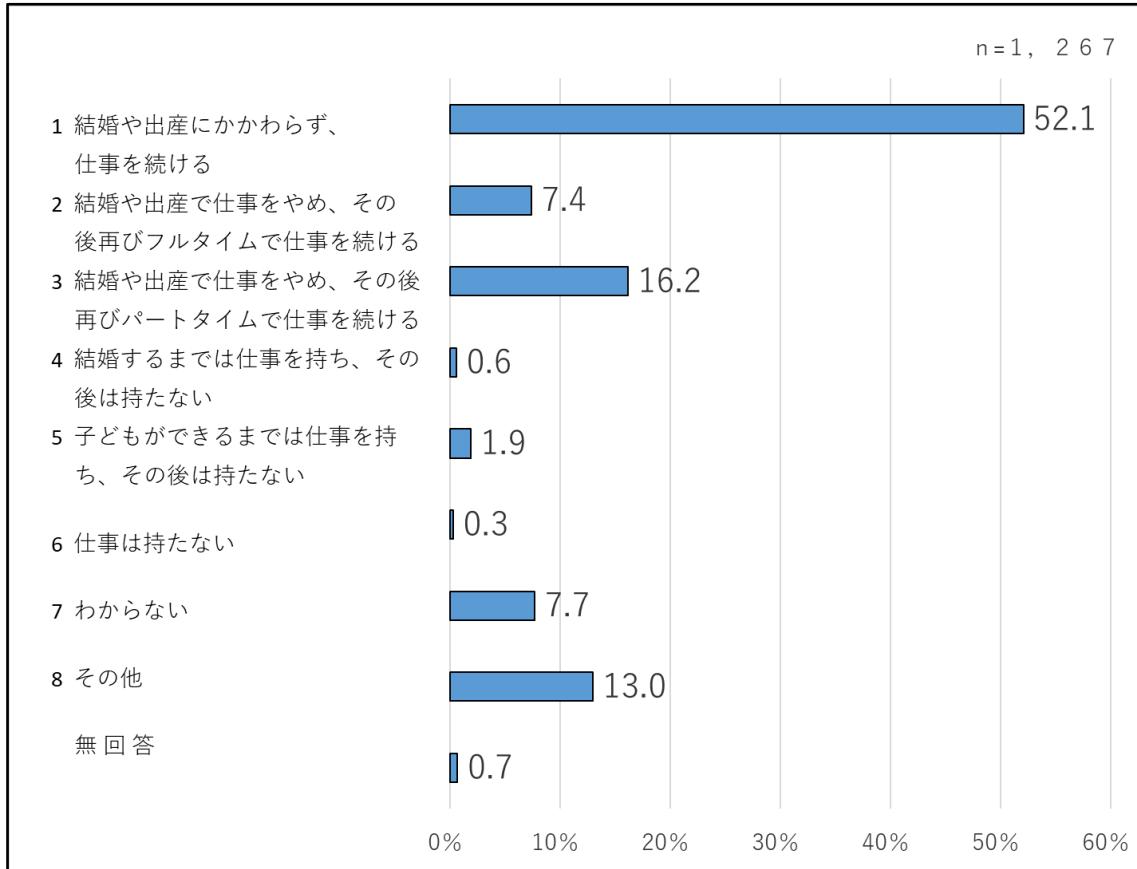
資料:熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)



結婚や出産にかかわらず仕事を続けることを望む割合が高い

望ましいと思う女性の働き方について、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」が最も多く、次いで、「結婚や出産で仕事をやめ、その後再びフルタイムやパートタイムで仕事を続ける」となっています。

望ましいと思う女性の働き方について



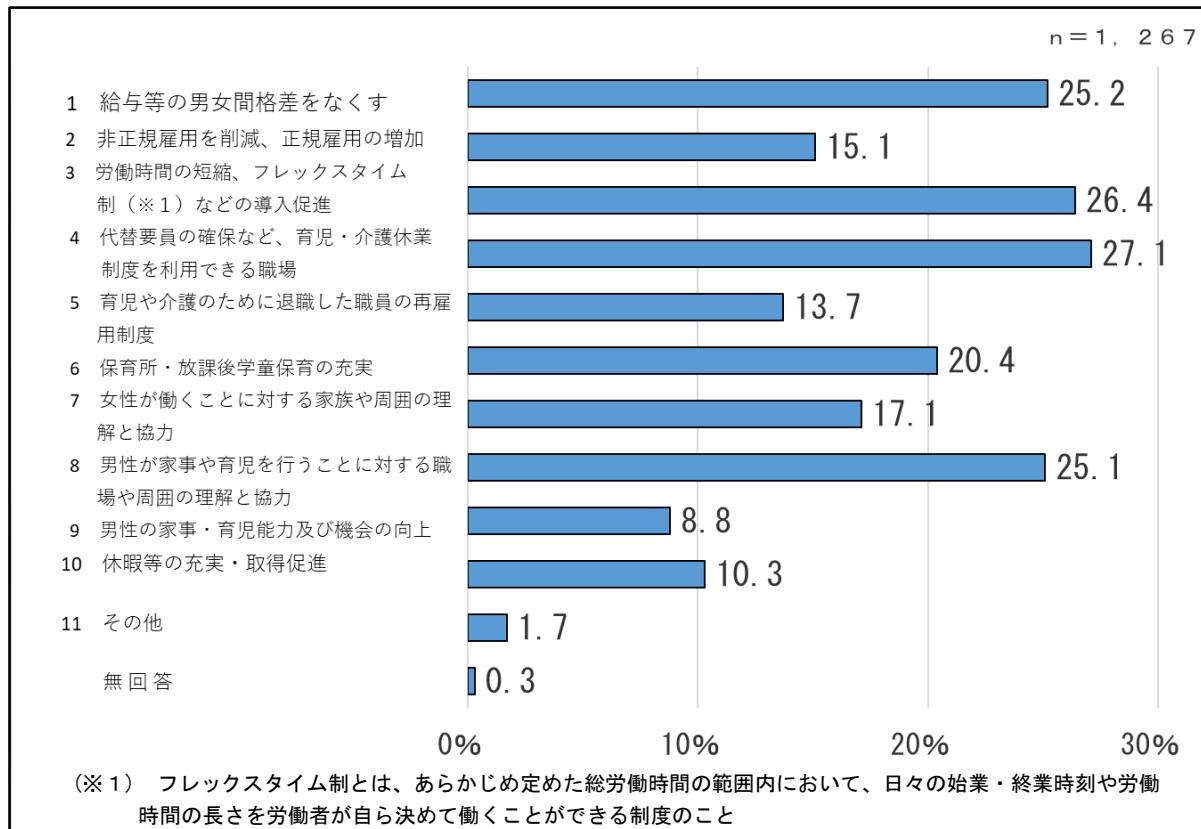
資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）



働きやすい環境の整備、保育環境や高齢者などの介護環境の充実が求められている

仕事と家庭等の両立のために必要なことは「代替要員の確保など、育児・介護休業制度を利用する職場環境をつくる」(27.1%)が最も高く、次いで労働時間の短縮、フレックスタイム制などの導入促進」(26.4%)となっており、働きやすい環境の整備が求められています。

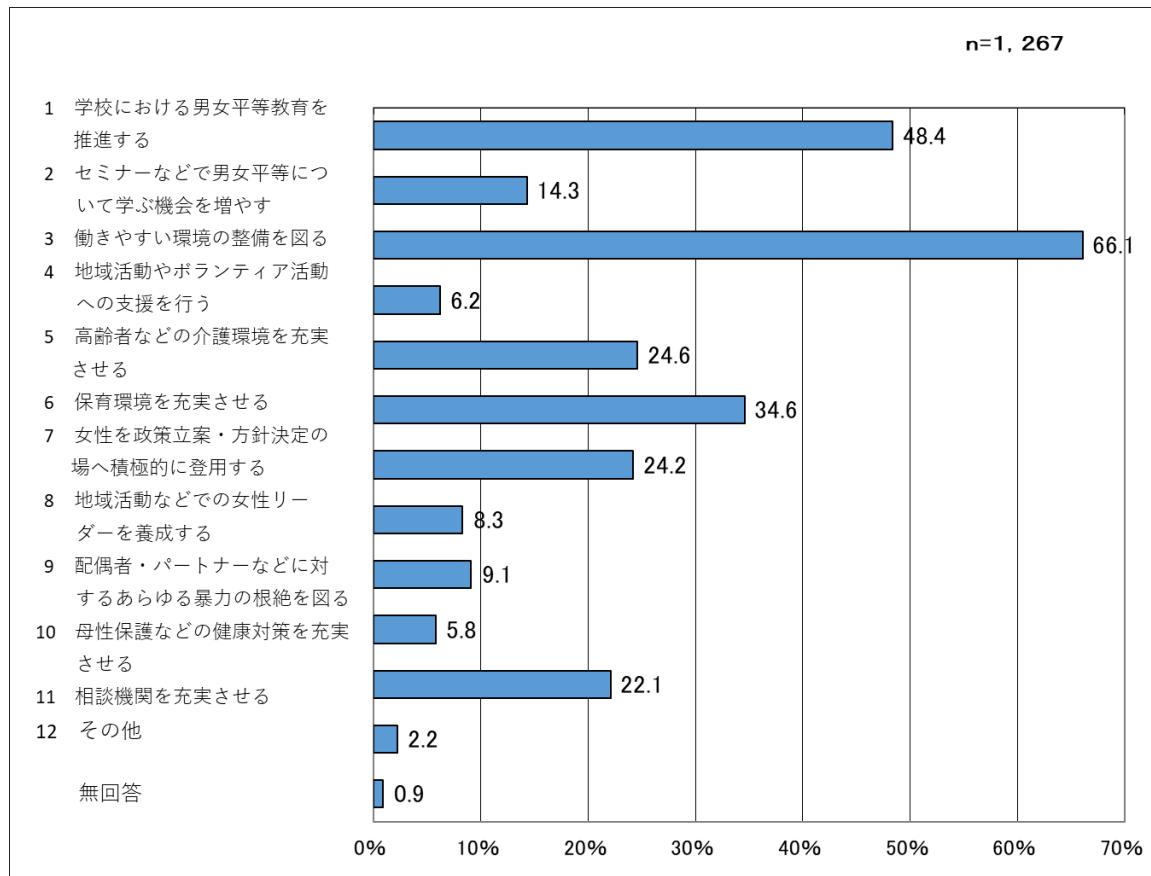
男女がともに仕事と家庭の両立をしていくために必要なこと



資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）



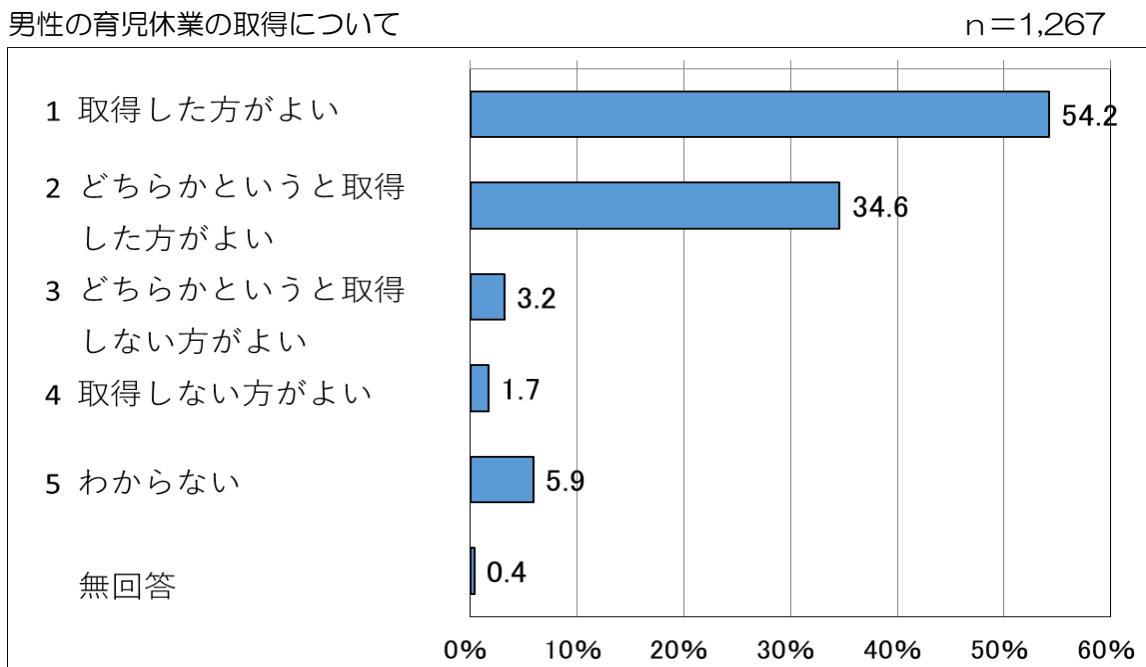
男女共同参画社会の実現に向けて力を入れるべきこと



資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）



男性が育児休業を取得することについて、肯定する意見が多い

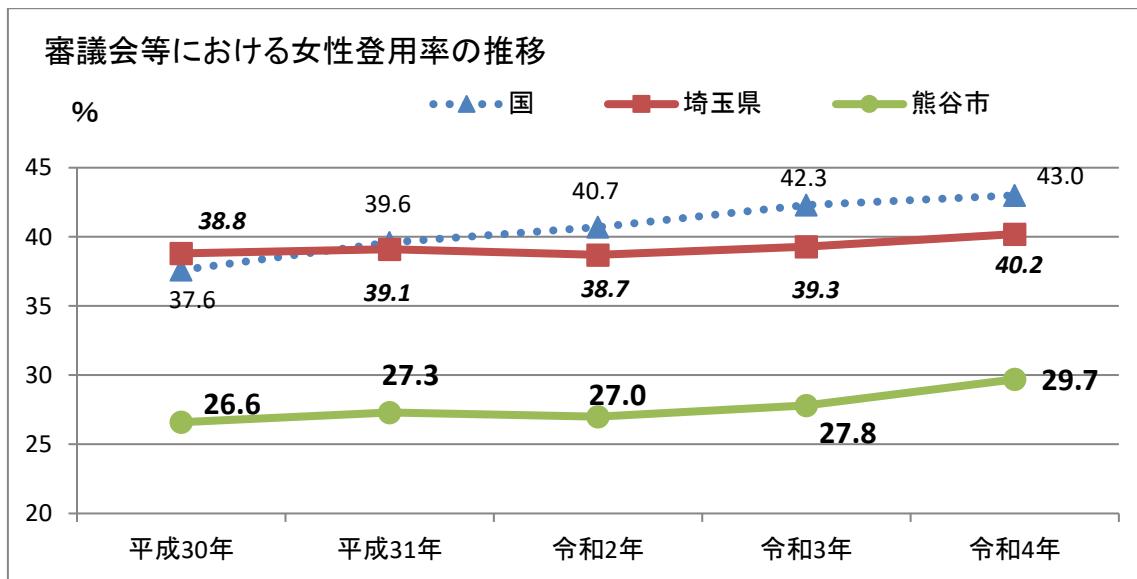


資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

審議会等における女性登用率は国や県と比較すると低い

あらゆる分野への男女共同参画や方針決定過程への女性の参画を促進するため、本市は審議会等への女性登用率を40%とすることを目標としていますが、令和4年度の女性登用率は29.7%となっています。

審議会等における女性登用率（国・埼玉県との比較）



資料：熊谷市男女共同参画室



4

就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

女性が活躍できる就業環境を整えるためには、働き方を見直し、職場環境の改善や意識改革を進める必要があります。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年法律第113号)(以下「雇用機会均等法」という。)をはじめ、労働に関する法制度について周知し、女性の活用・採用等への積極的な取組など、事業者等において男女がともに能力を発揮できるようにするとともに、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを促進します。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
19	重点施策 男女の雇用機会の均等に関する法制度等の普及・啓発	職業情報の提供、労働相談窓口の周知をはじめ、事業者・市民を対象に、雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム・有期雇用労働法*等の労働に関する様々な法制度の普及・啓発を図る。	企業活動支援課 男女共同参画室
20	重点施策 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に向けた啓発	事業者に対して、ポジティブ・アクションに関する啓発を行う。	男女共同参画室 企業活動支援課
21	重点施策 職場でのあらゆるハラスメント防止に向けた啓発活動の充実	働く場における性別による固定的な役割分担意識の見直しとともに、セクシュアル・ハラスメント*やパワー・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*などの各種ハラスメント防止のための意識啓発を図り、労働者が働きやすい職場環境づくりを促進する。	男女共同参画室 企業活動支援課 職員課



(2) ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり

ライフイベントに対応した柔軟な働き方を、安心して選択できることが重要です。男女がともに職場において、その個性と能力を十分に發揮し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視され、多様な就業形態における就業環境の改善等、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりが進むよう事業者へ働きかけます。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
22	重点施策 就業環境・労働条件整備の理解促進	労働セミナーや啓発資料の配布等を通じて、育児介護休業法等の仕事と家庭の両立支援制度や相談窓口の周知を行い、就業環境の改善や労働条件の整備を促進する。	企業活動支援課 男女共同参画室 職員課
23	重点施策 仕事と家庭生活が両立できる職場環境の促進	職場において、ワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、多様な就労形態の普及や労働時間短縮など、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりを働きかける。	男女共同参画室 企業活動支援課 職員課

(3) 女性の就業・起業等に対する支援

女性の意欲と能力を生かすため、技術や職業能力の開発、情報や学習機会の提供などを通じ、出産や子育てを機に離職した女性の再就職支援を行うとともに、起業等新たな分野に挑戦する女性の支援を行います。

また、自営業や農業等の分野において、女性の参画を促進するとともに、男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた啓発を行います。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
24	重点施策 女性の再就職・起業等に対する支援の充実	働きたい又はチャレンジしたい女性のための講座や相談機会の情報を提供する。	男女共同参画室 企業活動支援課 商業観光課
		起業を希望する女性に対し、セミナーの開催や、資金・経営・能力開発などに関する情報提供を行う。	企業活動支援課 商業観光課 男女共同参画室



施策No.	施 策	取組内容	所管課
25	自営業や農業等の分野における女性の参画促進	勤労者福祉サービスセンターによる福利厚生事業を支援する。	企業活動支援課
		女性の認定農業者*や家族経営協定*の締結の促進に努める。 また、地元女性を中心とした団体による農産物直売所事業等の促進を図る。	農業政策課



5 子育て・介護への支援

(1) 子育て支援の充実

少子化が進む中、子育て環境は大きく変化しています。男女が働きながら安心して子育てができるよう、多様な保育形態が求められています。

そのため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な働き方に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
26	重点施策 多様な保育サービスの充実	保護者の保育ニーズにあった、多様な保育の充実を図る。 (病児・病後児保育の推進、放課後児童クラブの充実、企業内保育所の設置促進、子どものショートステイ等)	保育課 企業活動支援課 こども課
27	重点施策 特別支援教育等（特別支援学校、特別支援学級、放課後等デイサービスなど）の充実	特別支援教育等の充実を図り、障がいのある子どもに対する教育、保育、療育の機会を拡大する。	教育研究所 保育課 障害福祉課
28	重点施策 子育てに関する経済的支援	子育てしやすい環境を整備するため、子育て家庭やひとり親家庭への経済的支援など、きめ細かな支援を充実させる。 (こども医療費、就学援助費等)	こども課 教育総務課
29	重点施策 子育てに関する情報提供や相談支援	家庭児童相談事業や、「子育て世代包括支援センター」の運営による子育てに関する情報提供や相談等、切れ目のない包括的な支援を提供する。	こども課 母子健康センター
30	重点施策 地域における子育て支援の充実	地域で子育てを支えるためのファミリー・サポート・センター*や関係機関等と連携し、子育てを応援する体制づくりを進める。 子育て中の親子同士の交流等の場として、地域子育て支援拠点*の充実を図る。	こども課 保育課 社会教育課 図書館 こども課



(2) 介護支援の充実

高齢者・障がい者等の介護を必要とする人やその家族が、仕事や地域活動などと家庭生活を両立することができるよう、関連計画に基づき介護者への支援を行います。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
31	高齢者・障がい者に対するサービスの充実	高齢者や障がい者が地域で自立し、安心して生活できるよう各種サービスの充実を図る。また、高齢者・障がい者向け住宅の整備を行う。	長寿いきがい課 障害福祉課 営繕課
32	家族介護者への支援の充実	介護を行う者に負担が偏らないよう、介護者手当の支給や、相談支援事業の充実を図る。	長寿いきがい課 障害福祉課
33	介護保険サービス等の充実	介護者の負担を減らすため、介護保険サービスの利用促進や社会福祉協議会による障害福祉サービス事業などの充実を図る。	長寿いきがい課 障害福祉課(★)

(★) は新規追加



6 政策・方針決定過程等における男女共同参画の推進

(1) 女性の政策・方針決定過程への参画推進

本市では、市政運営の基本方針や市民との協働によるまちづくりを進めるため、審議会への公募委員の登用や、審議会委員における男女の構成比の均等化などに取り組んでいます。その結果、女性の参画は様々な分野で進んできていますが、政策方針決定過程への参画は十分とはいえない状況です。そのため、今後も引き続き、市の審議会等委員への女性の積極的な登用を図ります。また、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
34	重点施策 審議会等への女性の参画促進	審議会等へ積極的に女性登用の推進を図り、女性がいない審議会等の解消に努める。	男女共同参画室 関係各課
35	各種組織における女性の登用促進	社会教育関係団体や地域活動団体など、全市的な広がりを持つ組織等の方針決定の場への女性の登用を促進する。	男女共同参画室 市民活動推進課 関係各課
36	行政における女性職員の職域拡大と管理職への登用促進	女性の能力を生かした積極的な活用など、女性職員の職域の拡大や、市の女性管理職の登用促進を図る。	職員課

(2) 女性の人材育成の充実

女性のデジタル人材の育成やエンパワーメント等を目的として、デジタル知識・技能を向上させるための講座や男女共同参画に関する知識を深めるための講座等を開催し、女性の人材育成を図ります。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
37	女性の人材育成	デジタル人材育成講座や女性登用を推進するための人材育成講座等を開催する。	男女共同参画室
38	「女性人材リスト」の拡充と活用促進	「女性人材リスト」を拡充し、審議会委員等への活用促進に努める。	男女共同参画室 関係各課
39	女性職員のキャリア形成*と意識啓発	能力開発のための職員研修の参加推進により、女性職員のキャリア形成や意識啓発を図る。	職員課



ii 家庭や地域・社会活動での男女共同参画の推進

現状と課題

現在、子育て・介護・家事労働などの大半は、女性が担っている状況にあります。そこで、就業の継続を希望する女性が仕事を続けられるような環境整備を行うとともに、男女がともに子育てや家事等を担えるよう、意識改革や男性の働き方を見直す必要があります。

また、地域社会においては、男女共同参画の視点に立った防災対策や、高齢であることや障がいの有無などにかかわらず誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることができます。地域全体の活性化を図ることにつながります。

そのため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備が必要です。

7

家庭生活における男女共同参画の推進

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活での男女共同参画を推進していくためには、家庭における男性の意識改革をはじめ、市民一人一人の自覚と積極的な参画が必要であると考えられることから、家庭における男女共同参画を進めるための啓発活動及び男女がともに子育てや家事等を担えるような学習機会の提供に努めます。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
40	子育て等に関する学習機会や情報の提供	男女がともに家事や子育て等を担えるよう、様々な学習機会を提供する。 (男性セミナー、子育て講座、家庭教育講座、健康教育推進事業等)	男女共同参画室 母子健康センター こども課 社会教育課 中央公民館



8 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

男女がともに地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、ボランティアやNPO活動、地域活動に積極的に参加できる環境づくりを行います。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
41	各種団体への男女共同参画の促進	地域活動団体、社会教育関係団体、スポーツ・レクリエーション団体等の育成・支援を行う。	市民活動推進課 社会教育課 スポーツタウン推進課 男女共同参画室
42	社会活動参加のための支援	乳幼児をもつ親が、各種講座等に参加しやすいよう、託児の実施を推進する。	男女共同参画室 関係各課
43	まちづくり分野における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立ち、ユニバーサルデザイン*に配慮した誰もが住みよいまちづくりを進める。	企画課 都市計画課 関係各課
44	観光分野における男女共同参画の推進	観光事業への女性の参画促進や地域の観光行事への女性の参加促進を図る。	商業観光課



(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

大規模災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著に現れるため、平常時からの男女共同参画の推進が、防災・復興を円滑に進める「基盤」となります。

男女共同参画の視点を取り入れた防災に対する意識啓発を通して、女性の地域防災リーダーの育成を促し、女性に配慮した備蓄品の配備や円滑な避難所運営など、これまでの災害時の「教訓」を踏まえ、災害発生時の対策の充実を図ります。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
45	重点施策 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発	研修会や防災訓練等への女性の積極的な参加を呼びかけ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策における意識啓発を行う。	危機管理課
46	重点施策 防災分野における女性の参画拡大	防災士の資格取得や自主防災組織への参画など、女性の地域防災リーダーを育成し、防災分野への女性参画を拡大する。	危機管理課
		女性消防職員の採用・登用推進に努める。	消防総務課
		女性消防団員の任用促進	消防総務課
47	重点施策 男女共同参画の視点に立った災害時の対応	防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など、男女共同参画の視点を踏まえた災害時の対策（備蓄品配備、避難所運営等）を充実させる。	危機管理課 男女共同参画室(★)

(★) は新規追加



(3) 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化率・高齢者人口の増加に加え、未婚や離婚による単身世帯やひとり親世帯の増加に伴い、生活上の困難に陥りやすい女性が増加していることから、貧困等の困難に対応し、未然に防止する取組が求められています。

また、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、多様化、複雑化し、孤独・孤立対策といった視点も含め、新たな女性支援強化が課題となっています。関係機関、民間団体等と連携を強化し、個別案件ごとの横断的な課題解決に向けた支援を行います。

さらに、障がいがあること、外国人であること、性自認や性的指向を理由として困難な状況に置かれていることなど、様々な制約を受けがちな人たちが、安心して暮らせるような環境整備を進めます。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
48	高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援	高齢者が、自分自身の意欲や心身の状態に応じて、社会の担い手として就業や地域活動など様々な分野において長く健康で活躍できることを目指し、家庭や地域で安心して暮らせる支援体制の整備を行う。	企業活動支援課 長寿いきがい課 中央公民館
49	困難な問題を抱える女性等への支援	貧困、性暴力・性犯罪被害など様々な事情により困難を抱える女性等に対する相談・支援体制を充実させる。 (ひとり親家庭、生活困窮者等への自立支援や経済的支援等)	男女共同参画室 福祉総務課 生活福祉課 こども課 関係各課
50	障がい者等の特別な配慮を必要とする人への支援	障がい者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人たちが、安心して暮らし、能力や意欲を発揮しながらともに生活できるよう支援する。	障害福祉課 营造課 広報広聴課 人権政策課(★) 関係各課

(★)は新規追加



(4) 国際社会に対する理解

男女共同参画をめぐる世界的な動向等について、情報の収集・提供等を市民団体等との協働により行い、市民への周知に努めていきます。

また、熊谷市国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPO等と連携し、市内や近隣に在住する外国人との交流が図れるよう、多文化共生社会^{*}の実現に向けて、外国人に対する生活支援事業を推進します。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
51	多文化共生社会の実現に向けた意識啓発	熊谷市国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPO等と連携して、国際社会に対する認識や理解を深める。	広報広聴課
52	国際交流・協力の推進	熊谷市国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPO等と連携して、国際交流・協力活動を推進する。	広報広聴課
53	外国人に対する情報提供と生活支援	熊谷市国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPO等と連携して、市内に住む外国人に対する生活支援事業を推進する。	広報広聴課
54	世界の女性を取り巻く問題の情報収集・提供	国・県が主催する会議や研修会等に参加し、国際社会の動向を把握し、市民への周知に努める。	男女共同参画室



基本目標Ⅲ 男女にいつくしむ^{とも}

～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～

【熊谷市DV防止基本計画】

現状と課題

近年、DVやストーカー行為による被害、性犯罪や売買春、人身取引*等の問題が深刻化しています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題でもあるため、こうしたあらゆる暴力等の根絶に向けて、未然に防ぐための取組や、社会意識の醸成が求められています。

特に、配偶者等からの暴力は、家庭内の問題として見過ごされやすく、被害が潜在化するとともに、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を与えます。そのため、被害者に対する個別の支援はもとより、社会全体の問題として取り組むことが必要です。

市民意識調査では、配偶者などから暴力を受けた経験のある人の割合は、33.4%でした。そして、その被害を受けるのは、多くが女性です。

また、「DV被害を受けた際、相談したかったができなかった」との回答が約15%であったため、引き続き、相談窓口の周知に向けて取り組むとともに、相談しやすい体制を整備することが重要です。

本市では、平成27年10月に「熊谷市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV被害者に必要な支援、情報提供、助言を行い、関係機関と連携をとりながら、被害者支援の中心的な役割を担う機関としての機能を果たすことができるようになっており、引き続き、相談・保護・自立支援の充実に努めます。



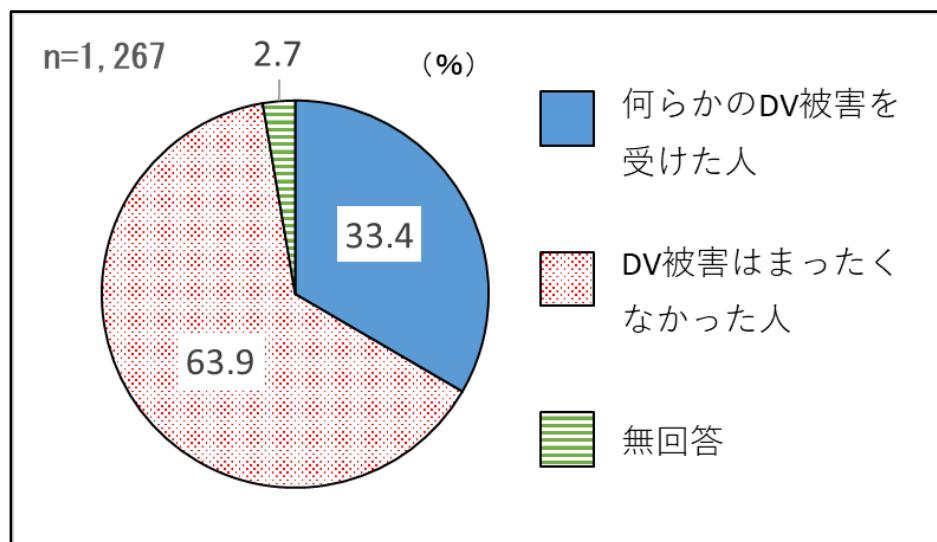
DVの被害者の割合は、女性が多数を占めている

女性の40.2%、男性の23.8%の人がDVを受けた経験があると回答しています。

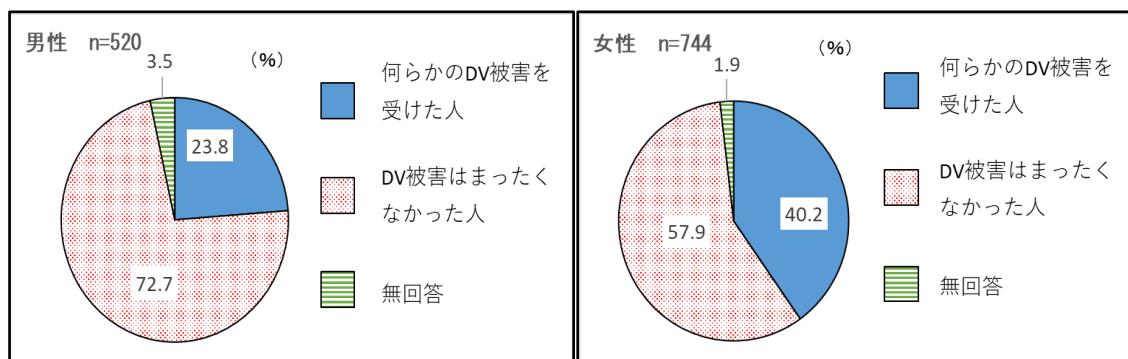
「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」「デジタル暴力」のうち、何らかのDVを受けた経験の有無について

【全体】

「n」は、有効回答数



【性別】



資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）



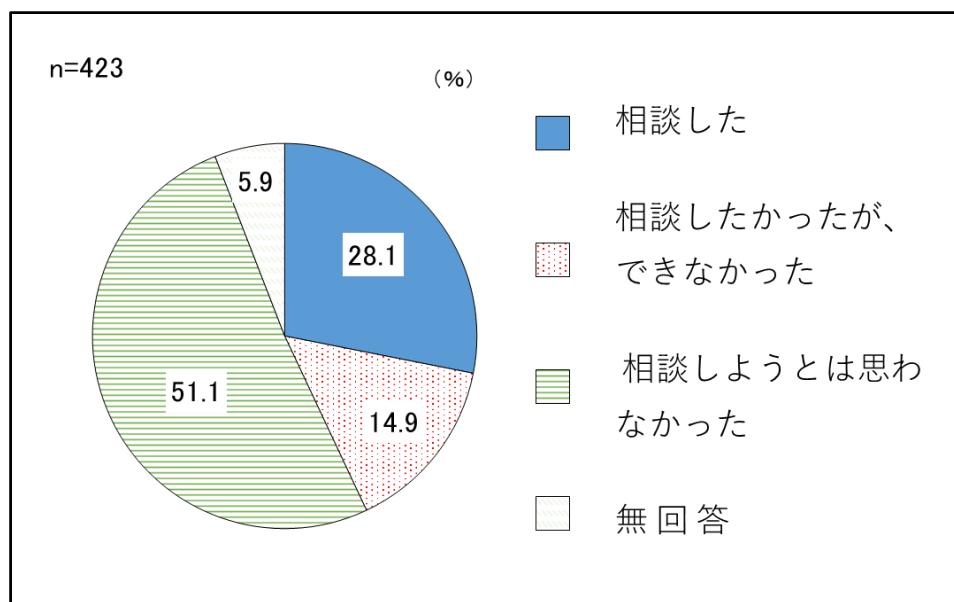
DV被害を受けた人の約15%は、「相談したかったができなかった」と回答している

DVを受けた際の相談の有無について、「相談した」女性は33.8%、男性は14.5%、「相談したかったができなかった」女性は15.4%、男性は13.7%、「相談しようとは思わなかった」女性は46.2%、男性は62.9%となっています。

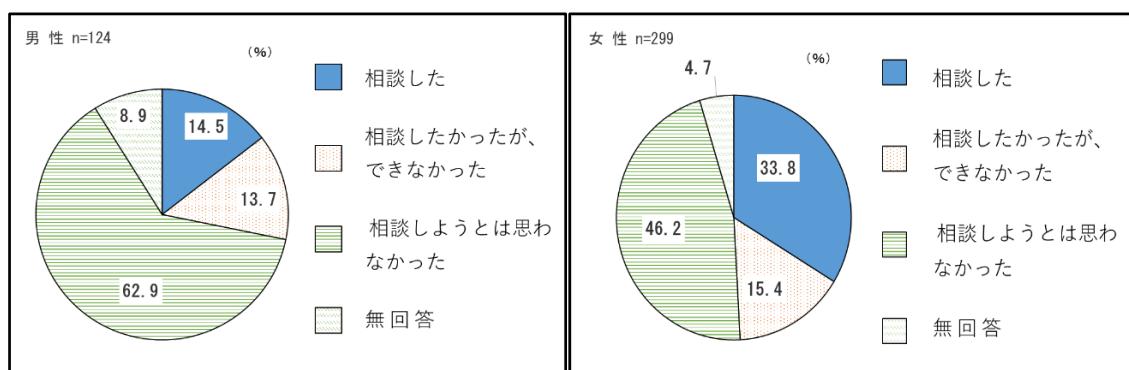
DVを受けた際の相談の有無

【全体】

「n」は、有効回答数



【性別】



資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）



9

ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた啓発活動の充実

（1）配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進

身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、デジタル暴力など、あらゆる男女間の暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を実施します。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
55	重点施策 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進	広報紙や啓発用のリーフレット等を活用し、DV防止を図る啓発活動を推進する。 DV等に関する実態調査を実施する。	男女共同参画室

（2）若年者に対する予防啓発の推進

若い世代の男女間で発生するデートDV*についても、男女が互いに相手を尊重する関係を築き、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないということを、学校等における教育のなかで意識啓発を継続的に行っていきます。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
56	学校等における教育の充実	学校等において、デートDVをはじめDV防止に向けた意識啓発を推進する。	男女共同参画室 学校教育課 社会教育課



10 被害者等への相談・支援体制の充実

(1) 早期発見への取組の推進

DVに対する認識が薄く、社会の理解が不十分で個人的な問題として捉えやすいため、DVの被害が潜在化することが多くなっています。そのため、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等と連携し、早期発見への取組を行います。

また、高齢者、障がい者、子ども等の虐待の相談窓口との連携を図ります。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
57	早期発見への取組の推進	医療・福祉関係者等への広報・意識啓発を行う。	男女共同参画室 関係各課
		民生委員・児童委員等との連携を図る。	男女共同参画室 福祉総務課
		警察署・児童相談所等と連携し、情報共有に努める。	男女共同参画室 こども課 関係各課

(2) 相談体制の充実

本市では、男女共同参画推進センター「ハートピア」に「熊谷市配偶者暴力相談支援センター」を設置しています。相談を受け避難が必要と判断した場合には、施設への一時保護の手続を取るなど、適切な対応を行います。

被害者が相談しやすいよう窓口の周知に努めるとともに、多様化する相談に対応するため、専門相談の充実のほか、相談担当職員の資質の向上に努めます。

施策No.	施 策	取組内容	所管課
58	重点施策 DV被害者等に対する 相談体制の充実	被害者が相談につながるよう、相談窓口の周知に努める。	男女共同参画室
		面接や電話による相談、弁護士・臨床心理士・保健師による専門相談の充実を図る。	男女共同参画室 熊谷保健センター
		被害者のための相談・支援体制の充実を図るため、研修会等に積極的に参加するとともに情報交換等により、相談担当職員の資質の向上に努める。	男女共同参画室



(3) 庁内及び庁外の関係機関との連携

DVの被害は、子どもや高齢者等に及ぶ可能性もあるため、庁内関係部署や庁外関係機関との連携を図り、幅広い対応が円滑に行えるよう、被害者等の支援に向けたネットワークを強化します。

施策No.	取組名	取組内容	所管課
59	重点施策 庁内及び庁外の関係機関との連携強化	DV被害者の適切な支援を円滑に行うため、「DV対策庁内連絡会議」を開催し、研修、情報交換、事例検討等を行う。	男女共同参画室 関係各課
		庁外関係機関（警察署、児童相談所、婦人相談センター、With You さいたま等）との連携を強化し、問題解決に向け、協力してDV被害者の支援を行っていく。	男女共同参画室

(4) 自立に関する支援の充実

DV被害者が、避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、個々のDV被害者の生活に必要な支援や情報提供を行います。特に、言葉や文化の違いから社会生活の中で孤立しやすい外国人被害者や、DVが潜在化しやすい傾向にある高齢者や障がい者に対応するためには、関係機関と連携した相談や支援が必要です。

また、職務関係者が、職務によりDV被害者に二次的被害*を被らせることのないよう、個人情報に関する細心の注意を払います。

施策No.	取組名	取組内容	所管課
60	重点施策 自立に関する支援の充実	個々のDV被害者の自立に向けて、必要に応じた生活に関する支援を行う。 (生活保護制度の運用、手当の申請、保育所入所手続等)	男女共同参画室 福祉総務課 生活福祉課 熊谷保健センター 関係各課
		被害者が同伴する子どもに対する必要な支援を充実させる。 (就学手続、心のケア等)	男女共同参画室 こども課 母子健康センター 学校教育課 関係各課
		被害者に関する個人情報の保護に関する適切な運用を行う。	男女共同参画室 市民課 関係各課

第4章 計画の推進



1

市、市民、事業者の責務

社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくためには、市、市民、事業者及び民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら取組を展開していくことが必要です。

そこで、「熊谷市男女共同参画推進条例」の規定を踏まえ、それぞれの責務を計画に定めます。

市の責務

- (1) 男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む）を総合的に策定し、実施すること
- (2) 男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むこと
- (3) 男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるように努めること

市民の責務

- (1) 基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画すること
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めること

事業者の責務

- (1) 基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むこと
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めること



2

推進体制の充実

本市の男女共同参画の施策を総合的かつ継続的に推進するため、次の事項に取り組みます。

(1) 熊谷市男女共同参画審議会の開催

熊谷市男女共同参画審議会は、条例第13条に基づく、執行機関の附属機関として、市長の諮問に応じて基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議します。

また、年次報告書に示された施策の実施状況、成果等に対する、同審議会の意見を反映させていきます。

(2) 庁内の推進体制の充実

男女共同参画を推進する上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたるため、全ての職員が男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識を持つことが重要です。

そのため、庁内の推進組織である「熊谷市男女共同参画推進庁内会議」を中心に、関係各課が緊密な連携のもとに、全庁を挙げて、本計画の着実な推進を図ります。

また、市が市民や事業者における男女共同参画形成のモデルとなるよう、職員研修等を充実させ、施策推進の中心となる市職員の男女共同参画に関する認識を深めるとともに、庁内における管理職への女性の登用や女性職員の活用を推進したり、育児休業・介護休業等の取得を推進したりするなど、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを積極的に行います。

(3) 市民・事業者との協働

男女共同参画を推進していくためには、市民及び事業者が、それぞれ男女共同参画に対する理解を深めていくことが大切です。このため、市民、事業者及び民間団体と協働して計画を推進していきます。

(4) 国・県等関係機関との連携

本計画の推進に当たり、国や県、他の地方公共団体等との連携を図るとともに、協力して課題解決に取り組みます。



(5) 男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画推進センター「ハートピア」は、条例第12条に定める男女共同参画を推進するための拠点施設として、本計画に基づいて、講座・セミナーの開催等の学習機会の提供、男女共同参画に関する情報提供、DV等に関する相談事業を総合的に実施します。また、「熊谷市配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たし、DV被害者支援の中心的な役割を担います。

相談、その他の事業の実施を通じて市民のニーズを把握し、DV被害者への支援、女性のあらゆる分野へのチャレンジ支援、ワーク・ライフ・バランス等に関する事業の充実に努めます。

また、意識啓発を図るとともに、男女共同参画に関する情報を幅広く収集し、本市の現状を把握するための意識調査を行い、調査研究の成果や収集した情報を提供・発信していきます。

(6) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、毎年度、数値目標の達成状況の把握や、事業担当課による各施策の進捗状況の評価を行うほか、男女共同参画の進捗状況、施策の実施状況を公表し、適切な進行管理を行います。

なお、数値目標の設定等は、計画期間途中においても、状況に応じて、適宜、見直しを行うものとします。

資料編



1 国際婦人年以降の世界・国・県・市の動き（年表）

	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	熊谷市の動き
国連婦人の十年	1975（昭和 50）年 •国際婦人年（目標：平等、発展、平和） •国際婦人年世界会議（メキシコシティ） •「世界行動計画」採択	•婦人問題企画推進本部設置		
	1976（昭和 51）年	•「民法」一部改正・施行（離婚後の氏の選択自由化）	•生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
	1977（昭和 52）年	•「国内行動計画」策定 •国立婦人教育会館開館	•企画財政部に婦人問題企画室長設置 •埼玉婦人問題会議発足	
	1978（昭和 53）年		•第1回埼玉県婦人問題協議会	•市民部に婦人青少年課設置
	1979（昭和 54）年 •国連総会「女子差別撤廃条約」採択	•「女子差別撤廃条約」署名	•県民部に婦人問題企画室長設置	
	1980（昭和 55）年 •「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）	•「民法」一部改正（配偶者の法定相続分 1/3→1/2）	•「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 •県民部婦人対策課設置	•熊谷市婦人問題協議会設置 •熊谷市婦人問題庁内連絡会議設置 •第1回熊谷市婦人問題講演会開催
	1981（昭和 56）年 •ILO 第 156 号条約（家族責任条約）採択	•「国内行動計画後期重点目標」策定		
	1984（昭和 59）年	•国籍法及び戸籍法一部改正	•「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定	
	1985（昭和 60）年 •国連婦人の十年ナイロビ世界会議 •「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	•男女雇用機会均等法成立 •「女子差別撤廃条約」批准 •「労働基本法」一部改正（昭和 61 年施行）		•「女・くまがや・21 国連婦人の 10 年記念熊谷会議」開催
	1986（昭和 61）年	•婦人問題企画推進本部拡充 •婦人問題企画推進有識者会議開催	•「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
	1989（平成元）年			•第1回熊谷市女性セミナー開催
	1990（平成2）年 •「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連経済社会理事会） •ILO 第 171 号条約（夜業に関する）採択（ILO 総会）		•「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定	



	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	熊谷市の動き
1991(平成3)年		・「育児休業法」成立 (平成4年施行)	・婦人行政課を女性政策課に名称変更	
1992(平成4)年		・初の婦人問題担当大臣設置		・フォーラムくまがや(以降毎年開催)
1993(平成5)年	・世界人権会議 (ウィーン) ・「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	・パートタイム労働法成立	・「埼玉女性の歩み」発行	・「熊谷市女性行動計画」策定
1994(平成6)年	・国際人口・開発会議開催(カイロ)	・総理府男女共同参画室発足 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置		・婦人青少年課を女性青少年課に組織改正 ・熊谷市婦人問題協議会を熊谷市女性政策協議会に改組 ・婦人問題庁内連絡会議を女性政策庁内連絡会議に改組
1995(平成7)年	・第4回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」成立 ・ILO第156号条約批准	・「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	・第1回熊谷市女性団体交流連絡会開催
1996(平成8)年		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・世界女性みらい会議開催	
1997(平成9)年		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行) ・「労働基準法」一部改正(女子保護規定の廃止等:平成11年施行)	・埼玉県女性センター(仮称)基本構想策定 ・県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更	・「女性人材リスト」作成
1998(平成10)年			・埼玉県女性センター(仮称)基本計画策定	・女性情報紙「ひまわり」創刊
1999(平成11)年	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	・「男女共同参画社会基本法」成立 ・児童買春・児童ポルノ禁止法成立	・女性問題協議会:男女共同参画推進条例(仮称)答申	・「熊谷市女性人材リスト」「熊谷市女性団体名簿」(第一次改訂版)作成
2000(平成12)年	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」策定 ・ストーカー規制法成立	・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 ・苦情処理機関の設置 ・環境生活部女性政策課から総務部女性政策課に組織変更	・女性問題庁内連絡会議を女性政策推進庁内会議に改組 ・男女共同参画に関する職員研修開始



	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	熊谷市の動き
2001（平成13）年		<ul style="list-style-type: none">男女共同参画会議設置内閣府男女共同参画局設置「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立第1回男女共同参画週間（以降毎年実施）	<ul style="list-style-type: none">女性政策課を男女共同参画課に名称変更	<ul style="list-style-type: none">「第二次熊谷市男女共同参画計画」策定第1回ステップアップセミナー開催審議委員への女性登用推進要綱制定女性人材リスト（第二次改訂版）作成「女性情報紙」を「女と男の情報紙」に名称変更
2002（平成14）年			<ul style="list-style-type: none">「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」開設	<ul style="list-style-type: none">「男女共同参画パネル展」開始
2003（平成15）年		<ul style="list-style-type: none">「次世代育成支援対策推進法」成立		<ul style="list-style-type: none">女性青少年課を男女共同参画室と子ども課健全育成係に組織改正女性政策会議を男女共同参画協議会に名称変更女性政策推進庁内会議を男女共同参画推進庁内会議に名称変更ドメスティック・バイオレンス（DV）相談開始「男女共同参画配信事業」開始
2004（平成16）年		<ul style="list-style-type: none">「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	<ul style="list-style-type: none">女性チャレンジ支援事業開始	<ul style="list-style-type: none">男性セミナー開始「熊谷市男女共同参画協議会」を「熊谷市男女共同参画審議会」に名称変更
2005（平成17）年	<ul style="list-style-type: none">第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」）開催	<ul style="list-style-type: none">「男女共同参画基本計画（第2次）」策定		<ul style="list-style-type: none">「男女共同参画宣言都市記念式典」「熊谷市男女共同参画推進センター“ハートピア”」開設「熊谷市男女共同参画推進条例」制定
2006（平成18）年		<ul style="list-style-type: none">「男女雇用機会均等法」一部改正（男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等：平成19年施行）	<ul style="list-style-type: none">「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	<ul style="list-style-type: none">「男女共同参画都市宣言」「男女共同参画推進表彰」開始



	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	熊谷市の動き
2007(平成19)年		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正(平成20年施行)	・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「熊谷市自治基本条例」制定
2008(平成20)年			・総務部男女共同参画課を県民生活部男女共同参画課に組織変更 ・女性キャリアセンター開設	・「男女共同参画企業実態アンケート調査」実施
2009(平成21)年		・女子差別撤廃委員会の総括所見公表	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	・「熊谷市男女共同参画推進計画」策定
2010(平成22)年	・第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催	・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	・女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合	
2012(平成24)年	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	・産業労働部ウーマノミクス課設置 ・女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更 ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 ・埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2013(平成25)年		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年施行) ・「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる		



	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	熊谷市の動き
2014（平成 26）年	・第 58 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo2014）開催		・「女性人材リスト」改訂 ・「熊谷市男女共同参画推進計画」中間見直し
2015（平成 27）年	・第 59 回国連女性の地位委員会「北京+20」記念会合	・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定（以降毎年策定） ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行（完全施行は平成 28 年） ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定		・表現ガイドライン作成 ・熊谷市男女共同参画推進センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付加
2017（平成 29）年		・刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等） ・育児・介護休業法の一部改正	・埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」策定	・「男女共同参画に関する市民意識調査・事業所実態アンケート調査」実施
2018（平成 30）年		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立		
2019（平成 31 年・令和元）年		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正（令和 2 年施行、一部令和 4 年施行）		・「女性人材リスト」改訂 ・「第 2 次熊谷市男女共同参画推進計画」策定
2020（令和 2）年	・第 64 国連女性の地位委員会「北京+25」開催	・「男女共同参画基本計画（第 5 次）」策定		
2021（令和 3）年	・第 65 国連女性の地位委員会開催	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・育児・介護休業法の改正（令和 4 年から段階的に試行）	・産業労働部ウーマノミクス課を廃止し、人材活躍支援課、多様な働き方推進課に再編 ・女性キャリアセンターを人材活躍支援課に組織変更	



2022（令和4）年		<ul style="list-style-type: none">困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立（令和6年施行）「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」策定「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」策定人権推進課及び男女共同参画課を統合し、人権・男女共同参画課を新設		<ul style="list-style-type: none">「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2024（令和6）年				<ul style="list-style-type: none">「第2次熊谷市男女共同参画推進計画」中間見直し



2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的と

する。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることとの他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。



(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。



(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置

及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、



必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同号に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料の提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協

力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができます。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第一項の



規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）

抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）



3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正：令和5年5月19日法律第30号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項



- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)
- 第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下こ

の条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応すること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援



護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。



- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶

者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号



において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信

を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌惡の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る



- 位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信



の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一條 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができます。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができます。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情



- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときには、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記



載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応するものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しほは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しほしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰すことができない。ただし、その者が期日の呼出しほを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう

。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。



6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定
には、理由を付さなければならぬ。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターがニ以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判
に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつ



ては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間ま

でに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。



第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めることのための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方策等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの

運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適當と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係に



ある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	被害者	被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条	配偶者	特定関係者

第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項		
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定によ



り記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に

する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）
抄



(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え

、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)
抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以



後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

- 2 新法第十一條第二項及び第三項並びに第十二條第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
- 3 新法第十八條第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行日の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)
抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二条の規定及び三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三



条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに三百八十七条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日



4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第1章 総則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となつてゐることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのつとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分

に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのつとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのつとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職



業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等 (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項



3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働

者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)



第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適

合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に必要な労働者の募集を行わせようとする場合



において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に從

事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行



動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その

他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における



る活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するためには必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及



び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)



第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規



定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和

四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)



第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三一日法律第一二号）

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第

十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）

抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日



5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。



第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一條第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について



、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事

業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)



第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき

は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の



措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日



二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定
　　公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日



6 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月23日法律第68号

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に

関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。



(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるように、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダー・アイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダー・アイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダー・アイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができるようとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものと



する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の
施行後三年を目途として、この法律の施行状
況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に
基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

。



7 熊谷市男女共同参画推進条例

平成17年10月1日 条例第130号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、国内における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等に対する暴力が社会問題化するなど、真の男女平等を達成するには多くの課題が残されている。

少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に変化している中で、私たちのまち「くまがや」が、将来にわたって豊かで活力ある都市として発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策等について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ

き、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同



- 参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- （市民の責務）
- 第5条** 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- （事業者の責務）
- 第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- （性別による権利侵害の禁止）
- 第7条** 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為を行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為を行ってはならない。
- （公衆に表示する情報に関する留意）
- 第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び配偶者に対する暴力等を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。
- （基本計画）
- 第9条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くとともに、熊谷市男女共同参画審議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- （市の施策）
- 第10条** 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。
- (1) 男女共同参画に関する広報啓発活動を充実し、市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずること。
 - (2) 配偶者に対する暴力等を防止し、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
 - (3) 家族を構成する男女が共に家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うこと。
 - (4) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じる場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置を講ずること。
 - (5) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図ること。
 - (6) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
 - (7) 男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に実施している市民及び事業者の表彰等を行うこと。
 - (8) 男女共同参画に関する情報の収集及び調査研究を行うこと。
- （相談）



第11条 市は、性別による差別的な取扱い等に
関し、市民及び事業者から相談があった場合に
は、適切に対応するものとする。

(拠点施設の設置)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施
策を実施し、並びに市民及び事業者による男女
共同参画の推進に関する取組を支援するため
の拠点施設を設置するものとする。

(熊谷市男女共同参画審議会)

第13条 男女共同参画を推進するため、熊谷市
男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）
を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関する事
項及び男女共同参画の推進に関する重要事
項を調査審議し、答申すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策につい
て、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を
述べること。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱
する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、
前任者の残任期間とする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状
況及び男女共同参画の推進に関する施策の実
施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公
表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、
規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行す
る。



8 熊谷市男女共同参画審議会規則

平成17年10月1日 規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊谷市男女共同参画推進条例（平成17年条例第130号）第13条第1項の規定に基づき設置された熊谷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市民部男女共同参画室において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。



熊谷市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

	役職等	氏名
学識経験者	女性史研究家	山内 恵
	立正大学社会福祉学部（教授）	志村 聰子
	弁護士	野村 恵子
	熊谷人権擁護委員協議会熊谷部会	新井 美智栄
関係団体	くまがや共同参画を進める会（会長）	武田 隆子
	公益社団法人熊谷法人会熊谷支部（女性部会理事）	高木 久美子
	熊谷市PTA連合会（家庭教育委員会係長）	贊田 玲奈
	熊谷地区労働組合協議会（議長）	河井 好一
	熊谷商工会議所（女性会理事）	藤野 佳子
	くまがや市商工会（理事）	山田 真奈美
	くまがや農業協同組合（共済保全課 課長）	今井 晴美
公募		沖山 純也
		吉田 知重子
関係機関	熊谷公共職業安定所庶務課長	金澤 浩史
	埼玉県北部地域振興センター県民生活担当 担当部長	京谷 陽一

令和6年2月1日在職委員
委員 15人（女性11人・男性4人）



9 用語解説（計画中＊で記した用語を解説しています。）

行	用語	説明
あ	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）	「無意識の偏ったモノの見方」のこと。例えば、「親が単身赴任中」と聞いて、父親を想像したり、「仕事と家庭の両立」と聞いて、女性が担うものと考えてしまうなど、その人の過去の経験や知識などにより、無意識に何気ない発言や行動として現れること。
	ウーマノミクス	ウーマン（Women）＋エコノミクス（Economics）の造語。女性がいきいきと夢を持って活躍することができる社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながるように取り組んでいくこと。
	M字カーブ	女性の労働率・就業率が、結婚や出産時期に当たる年代に一度低下し、育児が落ちついた時期に再び上昇すること。
	LGBTQ	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）、クエスチョニング（性のあり方を決めていない、決められない等の人）の頭文字をとった言葉。性の多様性により、この5つに分類されない様々な性のあり方がある。
	エンパワーメント	（女性が）自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、力を発揮し、行動していくこと。
	親の学習	保護者を対象に、「親の学習プログラム集」を活用し、グループによる話し合いを取り入れながら、親が親として育ち、力につけるための学習。
か	家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
	キャリア形成	仕事を通じて職業能力を習得する活動。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数。
	国際婦人年	性差別撤廃に向けて世界規模の行動をもって取り組むために、1975年を「国際婦人年」とすることが、国連総会で決議された。また、1976年～1985年の10年間を「国連婦人の10年」としている。
	国連女性（婦人）の地位委員会	1946年6月に国連経済社会理事会の機能委員会の一つとして設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、これを受け、国連総会（第3委員会）に対して勧告を行う。
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないサービスを提供するための総合的な相談窓口。「くまっこるーむ」と「くまっこるーむ母子健」がある。
	固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
さ	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性などにより日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えた女性を対象として、相談支援や回復支援など包括的な支援を行うことで、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ることを目的としている。都道府県には施策を実施するための計画策定が義務付けられ、市町村も努力義務がある。 ※令和4（2022）年5月25日公布。令和6（2024）年4月施行。
	ジェンダー	人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）があるのに対し、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。 ※平成27（2015）年9月4日公布・同日施行（一部平成28（2016）年4月1日施行）
	女性人材リスト	審議会等委員への登用や講演会講師等選定のための資料として作成。
	人身取引	人身取引は、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、相手の弱い立場を利用するなどの手段を用いて、人を連れ去り、売買して、売春などの性的搾取、強制労働、臓器摘出などの搾取を行う行為をいい、人身売買のほか偽装結婚なども手段として用いられる。



行	用語	説明
さ	障がい	「障がい」と「障害」の表記について、この計画では、基本的には「障がい」を使用しているが、固有名詞や法令等に基づくものについては、「障害」という表記を使用。
	性感染症	主に性的接触によってうつる感染症。梅毒や性器クラミジア感染症などのほか、HIV感染症も含まれる。近年、性感染症に感染する人の増加や感染者の低年齢化が問題となっている。
	性と生殖に関する健康と権利（リブロダクティブ・ヘルス／ライツ）	安全で満足な性生活を営みつつ、いつ、何人子どもを産むかにつき自由に選択できる権利。そのための手段や責任や情報を得ることができる基本的権利。
	セクシュアル・ハラスメント	職場を中心として行われる性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動をしたり、それへの対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたりすること。性的関係の強要に対する拒否の代償として解雇や昇進差別等を加える「対価型」、性的言動を繰り返すなど相手に不快感を与える「環境型」などがある。
た	多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことができる社会。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
	男女共同参画の視点からの表現ガイドライン	市の広報活動において、男女共同参画の視点に立った適切な表現にするために作成した手引書（平成27年3月作成）。
	男女共同参画配信講座	男女共同参画に関する様々な視点から設定した講座を、公民館や学校、企業などからの要請に基づきお届けするもの。
	地域子育て支援拠点	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できるなど、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
	デートDV	交際相手からの暴力のこと。身体に対する暴力に限らず、相手の気持ちを考えずに自分の思いどおりに支配したり束縛したりしようとする態度や行動もデートDVにあたる。
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	「配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力」のこと。「DV」と略す。身体的な暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力等も含まれる。
な	二次的被害	被害者が、被害を相談したり、必要な事務担当者等から、被害の状況を繰り返し尋ねられたり、性的な経験を聞かれたり、心ない言葉をかけられたりすることにより、被害の苦しみを再度受けること。
	認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農業経営改善計画を作成し、①計画が市町村基本構想に照らして適切であること、②計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること、③計画の達成される見込みが確実であることを基準に市町村等が認定を行った者。
は	パートタイム・有期雇用労働法	同一企業内における通常の労働者とパートタイム労働者及び有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、通常の労働者とパートタイム労働者及び有期雇用労働者との均等・均衡待遇の確保を目的としている。 ※令和2（2020）年4月1日試行。中小企業は令和3（2021）年4月1日から適用。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。 ※平成13（2001）年10月13日施行。最終改正令和4（2022）年。
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助などを行う。



行	用語	説明
は	パワー・ハラスメント	職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
	ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う。
	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
ま	マタニティ・ハラスメント	一般的に妊娠や出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせや解雇・雇い止めなどの不当な扱いを受けること。法改正により、平成29年1月から、妊娠等を理由とする就業環境を害する言動や嫌がらせについての防止措置義務が追加された。
	メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。
や	ユニバーサルデザイン	高齢であることや障害の有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。
ら	労働力率	15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口は、就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上の人のうち、仕事をしている人、仕事を休んでいる人や、仕事はしていないが求職中で働くとしている人が対象。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できることを指す。

**第2次熊谷市男女共同参画推進計画
くまがや男女共同参画推進プラン
改訂版**

令和6年3月

発 行：熊谷市

編 集：熊谷市 市民部 男女共同参画室

〒360-0037

埼玉県熊谷市筑波三丁目 202 番地 ティアラ21 4階

熊谷市男女共同参画推進センター “ハートピア” 内

電 話 048-599-0011 FAX 048-599-0012



熊 谷 市